

# 長野市建築基準法等の取り扱い基準

## 目次

第1章	申請手続及び用語の定義	90
第1	申請手続き関係	90
1-1-1	建築主の変更手続きについて	90
1-1-2	軽微な訂正変更の手続きについて	90
1-1-3	各種証明について	90
1-1-4	確認申請時の未定事項について	91
1-1-5	計画変更申請について	91
1-1-6	中間検査について	91
1-1-7	仮使用承認申請について	92
第2	用語の定義関係	93
1-2-1	温室について	93
1-2-2	自動車車庫の解釈について	93
1-2-3	中古車展示場の取り扱いについて	93
1-2-4	農機具修理工場の取り扱いについて	93
1-2-5	痴呆性高齢者グループホームの取り扱いについて	93
1-2-6	地区公民館、地区集会場の取り扱いについて	93
1-2-7	宅幼老所の取り扱いについて	94
1-2-8	川、水面その他これに類するものの取り扱いについて	94
第2章	敷地と道路	95
2-1	法第42条第2項に基づく道路の種類について	95
2-2	法第42条第2項に基づく道路の判定について	95
2-3	法第42条第2項に該当する道路の後退方法について	95
2-4	宅地延長部分(路地状部分)の取扱いについて	95
2-5	水路占用許可(水路を横断する場合の扱い)について	95
2-6	街区の角にある敷地に準ずる敷地の指定について	95
第3章	用途関係	97
3-1	地区公民館、地区集会場について	97
3-2	冠婚葬祭会館等の扱いについて	97
3-3	診療所の解釈について	97
3-4	スーパー銭湯の取り扱いについて	97
3-5	動物病院犬猫診療所兼住宅の取り扱いについて	97
3-6	ペットショップの取り扱いについて	97
3-7	調剤薬局の取り扱いについて	97
第4章	建築物の面積及び高さ	98
4-1	床面積の算定について	98
4-2	ピロティーの床面積について	98
4-3	ロフトについて	98
4-4	小屋裏物置の取り扱いについて	98

4-5	道路斜線について	98
4-6	日影規制における水平距離の範囲について	98
第5章	構造強度等	100
5-1	積載荷重について	100
5-2	施行令に定めのない固定荷重及び積載荷重について	100
5-3	積雪量について	100
5-4	混構造建築物の構造計算について	100
5-5	基礎の凍結深度について	100
第6章	建築物の防火等	101
6-1	延焼のおそれのある部分の取り扱い	101
6-2	建築物の屋根をポリカーボネート板等でふく場合の扱い	101
6-3	破風、鼻隠しについて	101
6-4	開放自動車車庫の開口部	101
6-5	渡り廊下による別棟解釈について	102
6-6	内装制限について	102
6-7	小梁及び斜材の耐火被覆等の取り扱いについて	102
6-8	準耐火建築物について	102
6-9	準耐火建築物の防火区画について	103
6-10	鉄骨階段について	103
6-11	令第114条の界壁及び防火上主要な間仕切り壁について	103
6-12	防火構造の外壁に木材を施す場合の取り扱いについて	103
6-13	22条地域内の屋根について	103
6-14	23条の外壁の範囲について	103
第7章	建築物の避難施設等	104
7-1	無窓居室の扱いについて	104
7-2	屋外避難階段の開放性について	104
7-3	排煙設備について	104
7-4	非常用照明について	104
7-5	非常用進入口について	105
第8章	敷地及び建築物の環境衛生	106
8-1	雨水の流出抑制について	106
8-2	採光について	106
8-3	便所の換気について	106
8-4	小学生を対象とした学習塾の階段について	106
第9章	建築設備	107
9-1	避雷設備のただし書きの適用について	107
9-2	エレベーター機械室の天井が傾斜している場合の取り扱いについて	107
9-3	法第28条の2第3号の規定に基づく換気設備について	107
第10章	その他	108
10-1	都市計画法施行規則第60条証明の添付について	108

10-2	無料住宅相談窓口について	108
10-3	市民相談窓口について	108
10-4	登記(表示・保存)に必要な書類について	108
10-5	建築基準関係規定ではないが、密接に係る条例及び要綱について	108
別図1	道路後退方法	109
別図2	自然排煙口の有効開口面積	122
別図3	2室を1室とみなす場合	122
別紙1	計画変更床面積算定準則	123
別紙2	鉄骨造中間検査チェックシート	124
別紙3	鉄筋コンクリート造中間検査チェックシート	127
別紙4	溶接工事作業計画書	130
別紙5	安全計画書	134
別紙6	床面積の算定方法について	138
別紙7	床面積の算定方法について(通知)	140
別紙8	小屋裏物置等の取り扱いについて	141
別紙9	独立した自走式自動車車庫の取り扱いについて	142
	各種証明、届出用紙	143

参考図書資料等 「建築物の防火避難規定の解説」

「日本建築主事会議資料」

「日本建築行政会議資料」

「建築構造行政連絡会資料」

「建設省通達」

「建築設備設計・施工上の運用指針」

「長野県建築基準法・建築士法例規集」

「長野県行政ブロック会議資料」

「建築基準法質疑応答集」

「建築法規の実務」

「誰にもわかる建築法規の手引き」

# 建築基準法等の取り扱い基準

平成 15 年 4 月 1 日改正

平成 16 年 2 月 5 日改正

平成 18 年 2 月 20 日改正

平成 19 年 1 月 4 日改正

平成 21 年 6 月 1 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

## 第 1 章 申請手続及び用語の定義

### 第 1 申請手続関係

1-1-1 建築主の変更手続きについて（法第 6 条第 1 項）（証明には、長野市手数料条例による手数料が必要。1-1-3 各種証明についても同じ。）

工事完了前に建築主を変更しようとする者は、別記第 1 号様式による「証明願」2 部に確認済証を添えて、長野市長へ提出すること。なお、市街化調整区域の場合は、事前に開発担当と協議すること。

1-1-2 軽微な訂正変更の手続きについて（法第 6 条第 1 項）

軽微な変更で、申請書の一部に訂正を生ずる場合（工事監理者、工事施工者、床面積、建築面積、地名地番、既存部分の訂正等）は、次の各号のいずれかにより手続きをすること。

- (1) 別記第 2 号様式による「変更届」に、必要書類を添えて建築主事へ届け出ること。
- (2) 完了検査申請時に、申請書の「軽微な変更の概要」欄に変更内容を記入し、必要書類を添えて申請すること。
- (3) 変更内容について証明が必要な場合は、別記第 3 号様式による「証明願」2 部に確認済証を添えて、長野市長へ提出すること。
- (4) 工事着手前に計画を中止する場合には、別記様式第 4 号「取止届」を建築主事に提出すること。

1-1-3 各種証明について（法第 6 条第 1 項、第 6 条の 2 第 10 項、第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 6 項、第 15 条第 1 項、第 18 条第 3 項、同第 16 項、第 87 条第 1 項）

以下の証明が必要な場合は、別記第 5 号様式による「証明願」を長野市長へ提出すること。

- (1) 確認済証等の交付（第 6 号、第 7 号様式）
- (2) 検査済証の交付（第 8 号、第 9 号様式）
- (3) 工事届の届出（第 10 号様式）
- (4) 用途変更の工事完了届の届出（第 11 号様式）
- (5) 確認審査報告があった旨の証明（第 12 号様式）

(6) 完了検査報告があった旨の証明（第 13 号様式）

#### 1-1-4 確認申請時の未定事項について

確認申請時に「未定」としていた「工事監理者」または「工事施工者」は、工事着手前に別記第 14 号様式による「工事監理者・工事施工者届」を建築主事へ届け出ること。

#### 1-1-5 計画変更確認申請について（法第 6 条第 1 項）

- (1) 計画変更確認申請書（正副）及び変更に係る図面の他、建築計画概要書、消防同意書（又は通知書）の提出を必要とする。なお、工事届は不要とする。[工事届の不要について 県/平 11.7.13、11 建第 355 号]
- (2) 計画変更に係る確認申請手数料の床面積の算定方法は、別紙 1 の算定準則による。

#### 1-1-6 中間検査について（法第 7 条の 3）

- (1) 中間検査を行う建築物の構造及び規模は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造で、階数が 3 以上かつ延べ面積が 500 平方メートルを超える建築物とする。[平 22.1.21 長野市告示第 41 号]  
なお、検査対象面積は、各特定工程に該当する部分とし、延べ面積に算入しないピロティも含むものとする。
- (2) 大規模工事で、工区に分けて施工される場合は、工区ごとに中間検査を行う。なお、申請手数料は工区ごとの検査対象面積により算定する。
- (3) 添付書類（長野市建築基準法施行細則（以下「市細則」という。）第 3 条）

##### I 鉄骨造建築物

###### 1 回目（基礎の配筋完了）

- ①鉄筋コンクリート造施工状況報告書（市細則様式第 1 号）
- ②鉄骨造中間検査チェックシート（別紙 2）

###### 2 回目（1 階の建方完了）

- ①鉄骨造施工状況報告書（市細則様式第 1 号の 2）
- ②鉄骨造中間検査チェックシート（別紙 2）
- ③基礎コンクリート 28 日強度試験報告書
- ④工場製品の社内検査報告書

##### II 鉄筋コンクリート造建築物

###### 1 回目（基礎の配筋完了）

- ①鉄筋コンクリート造施工状況報告書（市細則様式第 1 号）
- ②鉄筋コンクリート造中間検査チェックシート（別紙 3）

###### 2 回目（2 階床版の配筋完了）

- ①鉄筋コンクリート造施工状況報告書（市細則様式第 1 号）
- ②鉄筋コンクリート造中間検査チェックシート（別紙 3）
- ③基礎コンクリート 28 日強度試験報告書

##### III 鉄骨鉄筋コンクリート造建築物

###### 1 回目（基礎の配筋完了）

- ① II 鉄筋コンクリート造建築物の 1 回目と同じ

2 回目（2 階床版の配筋完了）

① I 鉄骨造建築物、II 鉄筋コンクリート造建築物それぞれの 2 回目に同じ

(4) 溶接工事作業計画書は別紙 4 とする。

1-1-7 仮使用承認申請について（法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号）

(1) 申請書類は、正・副・消防の各 1 部、計 3 部提出すること。

(2) 別紙 5 の安全計画書を添付すること。

## 第2 用語の定義関係

### 1-2-1 温室について（法第2条第1号）

温室とは、屋根及び壁が透明又は半透明の材料からなる工作物で、太陽光による室温の上昇が植物の栽培等の効用を高めるものであり、屋根及び壁を有することから建築物である。ただし、温室で屋根をビニールなどで覆い、それらを取り外し自由である場合は、建築基準法上屋根とみなさない。なお、独立して野菜、草花等の栽培を目的とした温室（観賞用又は生産販売施設として不特定多数の人が利用する温室は除く。）は地域の特性を考慮した上で建築物として取り扱わないことができる。[平10年建築主事会議]

### 1-2-2 自動車車庫の解釈について（法第2条第2号、長野県建築基準条例（以下「県条例」という。）第24条、第25条、第35条、第36条）

次の各号に該当するものについては、自動車車庫として取り扱わない[昭36.1.14住発第2号]。ただし、内装仕上げについては、防火上支障のないものとするのが望ましい。

- (1) 側面が開放的であること。・全周長の1/2以上が開放。[県/平5年度ブロック会議]
- (2) 燃料の貯蔵（自動車のガソリントank内におけるものを除く。）又は給油の用に供しないこと。
- (3) 同一敷地内における床面積の合計が30㎡以内であること。

### 1-2-3 中古車展示場の取り扱いについて（法第2条第2号）

中古車展示用の建築物は、自動車車庫に該当せず店舗である。ただし、防火等の点で支障のないようにすること。[昭39.1.21住指発第8号]

### 1-2-4 農機具修理工場の取り扱いについて（法第2条第2号、第27条）

法第27条の規定による自動車修理工場は、道路運送車両法第77条及び第78条の規定による陸運局長の認証を受けた自動車分解整備事業所（小型特殊自動車及び二輪の軽自動車の分解整備を除く。）の用に供する建築物をいう。よって、農機具修理工場は自動車修理工場には該当しない。[県/昭54.3.23、53建第835号]

### 1-2-5 痴呆性高齢者グループホームの取り扱いについて（法第2条第2号）[平13.日本建築行政会議資料]

施設の規模、配置及び各室の独立性等から判断して建築基準法上の取り扱いを決める。

- (1) 食堂・便所・台所・浴室等が1カ所又は数カ所に集中して設ける場合には、使われ方の類似性から寄宿舍として取り扱う。
- (2) 老人デイサービスセンター等の老人福祉施設と併設され、施設計画上一体となっている場合には、「児童福祉施設等」に含まれる老人福祉施設として取り扱う。
- (3) 各住戸が独立していて、廊下・階段等の共用部分をもつ場合には、共同住宅として取り扱う。

### 1-2-6 地区公民館、地区集会場の取り扱いについて（法第2条第2号、第6条、第24条、第27条、第35条、第48条、県条例）

- (1) 法第6条、第27条関係については、目安として固定席のある場合を集会場として扱うものとする。固定席のない場合でも、一室の面積が200㎡を超えるものは集会場とし

て扱う。

- (2) 法第 24 条については、原則として集会場として扱うものとする。
- (3) 法第 35 条の避難関係の規定については、集会場として扱うが、一室の面積が 200 m<sup>2</sup>以下の場合、令第 23 条、令第 121 条の規定は取り扱わないことができるものとする。
- (4) 県条例の適用については、固定席のないもの又は一室の面積が 200 m<sup>2</sup>以下のものについては、第 28 条及び第 38 条の規定のみ適用する。

#### 1-2-7 宅幼老所の取り扱いについて（法第 2 条第 2 号）〔県／平 16.8.12、16 建第 265 号〕

次の各号のいずれにも該当する宅幼老所については、建築基準法の適用にあたり住宅に係る規定を適用するものとする。なお、この取り扱い基準に該当しない宅幼老所並びに消防法や長野県福祉のまちづくり条例等に基づく関係手続きについては、従来の取り扱いのとおりとする。

- (1) 宅幼老所は、民家等既存建物を活用したものであること。
- (2) 当該用途に供する部分の床面積は、165 m<sup>2</sup>未満であること。
- (3) 当該用途に供する部分は、避難階に存するものであること。
- (4) 改修工事等を行う場合にあっては、当該工事完了後において、安全上、防火上及び避難上の危険性が增大しないものであること。
- (5) 宅幼老所の利用形態は、原則として「デイサービス」施設であること。

#### 1-2-8 川・水面・その他これに類するものについて（法第 2 条、法第 42 条、法第 56 条、法第 56 条の 2、令第 20 条）

- (1) 法第 2 条第 1 項 6 号に規定する川等の空地若しくは水面、その他これに類するものとは、一級河川及び準用河川とする。その他の河川及び用水敷については、その中心線を隣地境界線として扱うものとする。
- (2) 法第 42 条第 2 項に規定する川その他これに類するものとは、河川及び用水敷で実際に水が流れている幅員 1 m 以上のものとする。（別図 1 参照）
- (3) 法第 56 条第 6 項、法第 56 条の 2 第 3 項及び令第 20 条第 2 項に規定する川その他これに類するものとは、河川及び用水敷とする。



## 第2章 敷地と道路

### 2-1 法第42条第2項に基づく道路の種類について（法第42条第2項）

基準時（原則として昭和25年、又は都市計画区域決定の日）以前から建築物が立ち並んでいる次の道路とする。（市細則第13条）

- (1) 旧市道道路台帳で、幅員1.8m以上ある道として取り扱われた市道。
- (2) 新市道道路台帳で、認定幅員1.8m以上及び現況幅員が1.8m以上の市道。
- (3) 赤線（昭57.4.1～）、長野市が所有・管理する農道（昭62.4.1～）で、立会幅員1.8m以上及び現況幅員が1.8m以上の道路。（農道については、事前に管理者と協議が必要。）
- (4) 旧市街地建築物法（大正8年法律第37号）に基づき建築線が指定されている道路。
- (5) その他市長が認めた道路

### 2-2 法第42条第2項に基づく道路の判定について

法第42条第2項に基づく道路に該当するかどうかの判定は、原則として、次の基準によるものとする。

- (1) 市道、赤線または農道については、公図、境界査定及び現況幅員が1.8m以上で、法第42条の道路の取り付けから1.8m以上の幅員が確保されているもの。
- (2) 旧市街地建築物法に基づき建築線が指定されている道路については、現況が明らかであり、指定台帳と一致するもの。
- (3) 幅員が(1)(2)の基準に該当しないものについては、公図、境界査定及び現況の幅員の状況により個別判定するものとする。

### 2-3 法第42条第2項に該当する道路の後退方法について（法第42条第2項）

幅員の判定及び道路後退の方法は、原則として別図1の(1)から(12)までによるものとする。

### 2-4 宅地延長部分（路地状部分）の取り扱いについて（法第43条）

宅地延長部分は、砂利敷等通行可能な状態（階段、開放車庫内部通行可。隣地の建物は不可）とし、敷地面積に算入する。

### 2-5 水路占用許可（水路を横断する場合の扱い）について（法第43条）

- (1) 敷地内を横断している水路で、占用許可があれば一体の敷地として扱うことも可とする。ただし、占用部分は敷地面積に算入しない。[昭38.8.5住指発第100号]
- (2) 道路と敷地の間に水路がある場合は、敷地が道路に接していない為、水路占用許可及び法第43条ただし書きの許可を必要とする。[県/平11.3.31、10建第835号]

### 2-6 街区の角にある敷地に準ずる敷地の指定について（法第53条第3項第2号）

市細則第16条に定める、道路、公園、広場、水面その他これらに類するものとは、下記に該当するものをいう。

- (1) 公園とは、下記①～③の全てに該当するものをいう。

①長野市が所有、管理する都市公園及びその他の公園（児童遊園及び、開発行為によ

り帰属されたものを含む)

②敷地形状は概ね矩形であること。

③遊具・植栽等が設置され、現にその機能を有するもの。

(2) 広場、水面その他これらに類するものとは、一級・準用河川、長野市が所有管理する幅員4 m以上の用水及び線路敷き（高架の部分及び駅舎等に面する部分を除く）をいう。

### 第3章 用途関係

#### 3-1 地区公民館、地区集会場について（法第48条第1項）

地区公民館、地区集会場は、法別表第2（い）項第4号の「学校、図書館その他これらに類するもの」に含まれるものとする。[昭53.8.11住街発第172号]

#### 3-2 冠婚葬祭会館等の扱いについて（法第48条）[平15年日本建築行政会議資料]

- (1) 第1種・第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域において、建築できない。
- (2) 多目的に使用され、不特定多数の個人や団体に貸し出されるので集会所にあたるが、葬儀場は、葬儀に限って使用されるので集会所にはあたらない。[昭和25年住指発第684号]
- (3) 厨房を備え、飲食を提供するスペースを有する場合は、それは店舗飲食店に該当し取扱うこととなる。
- (4) 不特定かつ多数の人が共同の目的のために一時的に集まるものであり、用途は集会場として扱う。（貸しホール、貸し会議室等も含む）[平10年建築主事会議資料]

#### 3-3 診療所の解釈について（法第48条第1項）

法別表第2（い）項第8号に掲げる「診療所」に家畜診療所は含まない。[県/昭51.9.3、51建第825号]

#### 3-4 スーパー銭湯の取り扱いについて（法第48条）[平15年日本建築行政会議資料]

広範囲から自動車等を利用して来場することを企画したいいわゆる「スーパー銭湯」は、第1種低層住居専用地域で建築可能な「公衆浴場」には該当しない。なお、複合用途の取り扱いについては、各用途で個別に判断する。

#### 3-5 動物病院犬猫診療所兼住宅の取り扱いについて（法第48条）[平15年日本建築行政会議資料]

「理髪店、美容院その他これらに類するサービス業」とは、近隣周辺に住む人が、日常生活に不可欠なもののサービスを指しているが、原則として、動物病院、犬猫診療所は、近隣周辺に住む人の日常生活において、必要不可欠なサービス業には該当しない。

#### 3-6 ペットショップの取り扱いについて（法第48条）[平15年日本建築行政会議資料]

「日用品の販売を主たる目的とする店舗」とは、近隣周辺に住む人が日常生活に不可欠な品を購入する店舗と考えられるが、ペットショップは必ずしも住居の周辺にある必要はなく、「日用品の販売を主たる目的とする店舗」に該当しない。

#### 3-7 調剤薬局の取り扱いについて（法第48条）[平15年日本建築行政会議資料]

調剤薬局は、原則として「日用品販売店」に該当する。

## 第4章 建築物の面積及び高さ

### 4-1 床面積の算定について（法第92条、建築基準法施行令（以下「令」という。）第2条第1項第3号）

基本的な床面積算定方法は、別紙6〔昭61住指発第115号〕及び別紙7〔昭53県建発第519号〕による。なお、次の各号の算定方法についても留意すること。

- (1) ピロティー・高床式等で、自動車等が入られるものは床面積に算入する。
- (2) ガソリンスタンド等のキャノピーは、端から1m後退した線で囲まれた部分を床面積に算入する。
- (3) カーポート等の床面積は、片持ちであっても駐車するためのスペースで屋根のある部分は、原則として屋根面積を床面積とする。〔誰にもわかる建築法規の手引き〕

### 4-2 ピロティーの床面積について（法第92条、令第2条第1項第3号）

次の各号に該当する場合は、床面積に算入しない。〔昭39.住指発第26号〕

- (1) その周囲の過半の部分で壁のような風雨を防ぎ得る構造の区画を欠き、かつ、居住・執務・作業・集会・娯楽・物品の陳列・保管又は格納その他の屋内的用途を目的としない部分であること。
- (2) その部分の接する道路、又は空地（幅員4m以上の通路・空地）に面していて、それらと一体空間とみなすことができるものであること。
- (3) 常時人又は車の通行が可能なこと。

### 4-3 ロフトについて（法第92条、令第2条第1項第3号）

ロフトは、1室又は2室の空間を一部利用するもので、次の各号に該当する場合は、当該階及びその上の階の床面積に算入しない。

- (1) 就寝又は収納の用途で、当該居室と一体の空間を成し、経常的な居住・作業等に使用しないもの。
- (2) 天井の最高高さが1.4m以下であること。
- (3) 当該居室等と一体構造とし、新たな構造強度の附加を必要としないもの。
- (4) ロフト面積の合計は当該階の床面積の1/2以下であること。なお、小屋裏物置がある場合は、物置も含めて1/2以下であること。

### 4-4 小屋裏物置の取り扱いについて（法第92条、令第2条第1項第3号）〔長野県21建指第281号〕

小屋裏物置の取扱いについては、原則として木造住宅に限定し、別紙8による。

### 4-5 道路斜線について（法第56条第1項第1号、第2項、令第134条第1項）

令第134条第1項の公園・広場・水面その他これらに類するものに、線路敷き及び高架鉄道敷きも含まれるものとする。ただし、プラットホーム、駅舎等に面する部分を除く。

〔昭46.11.19住街発第1164号〕

### 4-6 日影規制における水平距離の範囲について（法第56条の2）

日影規制における水平距離の範囲については、原則として閉鎖方式を採用する。〔参考：

北緯 37° 00' 、東經 138° 15' ]

## 第5章 構造強度等

### 5-1 積載荷重について（法第20条、令第85条）

(1) 倉庫業を営む倉庫以外の倉庫についての積載荷重は、 $2,900\text{N}/\text{m}^2$ 以上とする。

(2) 乗用車専用の自動車車庫の積載荷重は、次のとおりとすることができる。

床用  $3,900\text{N}/\text{m}^2$       ラーメン用  $2,900\text{N}/\text{m}^2$       地震力用  $1,500\text{N}/\text{m}^2$

(3) 通常、人が使用しない場合の陸屋根でも積載荷重をゼロとせず、設備機器の設置予定や維持修繕工事の際の荷重を考慮し、住宅の $1/2$ 程度の積載荷重を設定する。

### 5-2 施行令に定めのない固定荷重及び積載荷重について（法第20条、令第84条、令第85条）

日本建築学会「建築物荷重指針・同解説」、又は「鉄筋コンクリート構造基準付7」による。[平4.5.6 建築構造行政連絡会資料集]

### 5-3 積雪量について（法第20条、令第86条）[市細則第9条]

(1) 多雪区域は垂直積雪量が $1\text{m}$ 以上の区域とし、単位荷重は、積雪量 $1\text{cm}$ ごとに $30\text{N}/\text{m}^2$ 以上とする。

(2) 積雪量は、長野市街地及び若穂の区域は $80\text{cm}$ 、犀川以南で標高 $500\text{m}$ 未満の区域は $55\text{cm}$ 、犀川以南で標高 $500\text{m}$ 以上の区域は $70\text{cm}$ 、その他の区域は、標高により計算した値とする。

### 5-4 混構造建築物の構造計算について（法第20条）

混構造建築物（1階がS造又はRC造で、2～3階が木造の建築物）の構造計算において、平3.3.27付、住指発第113号の適用範囲内であれば、地震力が低減される場合がある。また、通常の筋かい計算の他に、条件によっては二次設計が必要となってくる場合もある。具体的な計算方法については、「3階建ての混構造住宅の構造設計の手引き」を参考にすること。[県/平4年度ブロック会議]

### 5-5 基礎の凍結深度について（令第38条第3項、第4項、平12年告示第1347号第1第3項第4号）

凍結深度は $45\text{cm}$ 以上とし、標高が概ね $800\text{m}$ を超える地点においては $60\text{cm}$ 以上とする。ただし、その地点の地盤・気象条件等に基づき算出した場合は、この限りではない。

## 第6章 建築物の防火等

### 6-1 延焼のおそれのある部分の取り扱い(法第2条第6号) [建築物の防火避難規定の解説]

- (1) 附属建築物のうち、自転車置場、平屋の小規模(おおむね10㎡以内)な物置、ポンプ室等で主要構造部が不燃材料で造られたものは、「法第2条第6号ただし書きのその他これらに類するもの」として扱い、本体建築物に延焼のおそれのある部分を生じないものとする。なお、物置の開口部には、防火設備を設けること。
- (2) 公共の用に供する水路及び緑道等は、その中心線より算定することができる。

### 6-2 建築物の屋根をポリカーボネート板等でふく場合の扱い(法第22条第1項、第63条) [平14.5.30日本建築行政会議]

法第22条第1項及び法第63条の区域の屋根に、「市街地における通常の火災による火の粉により防火上有害な発炎をしない屋根」として国土交通大臣の認定を受けたポリカーボネート板等を使用する場合は、「不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途」に供するものでなければならない。

「不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途(平12建告第1434号)」に該当するものは以下のものとする。

一号：スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する運動施設<sup>(※1)</sup>

(※1) テニスの練習場、ゲートボール場等、スポーツ専用で収納可燃物がほとんどなく、見通しのよい用途をいう。

二号：不燃材の物品を取り扱う荷さばき場その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途<sup>(※2)</sup>

(※2) 例としては、以下に掲げる用途が考えられる。

① 通路、アーケード、休憩所

② 十分に外気に開放された停留所、自動車車庫(床面積が30㎡以下のものに限る。)、自転車置場

③ 機械製作工場

④ 住宅に設ける外気に十分開放された局所的なテラス、バルコニー(床面積に参入されないものに限る)

三号：畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場

### 6-3 破風、鼻隠しについて(法第24条、第25条、第62条)

法第24条、第25条及び第62条の規定に基づいて、軒裏に防火構造が求められている場合の、鼻隠し・破風(外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。)の構造については、次のいずれかとするなど建物内部への炎の侵入を防止する構造とすること。

- (1) 軒裏(外壁)の防火構造に準じた構造とすること。
- (2) 不燃材料で造る、又は覆うこと。

### 6-4 開放自動車車庫の開口部(法第27条、第61条、第62条、第64条)

法第 27 条、第 61 条、第 62 条及び第 64 条の規定により、開放自動車車庫（外壁を有しないもの）の延焼のおそれのある部分の開放部には、「外壁の開口部」に該当するので防火設備を必要とする。ただし、誘導車路その他もっぱら通行の用に供し通常車を駐留させない部分にあつてはこの限りでない。[昭 48.2.28 住指第 110 号]

なお、令第 136 条の 9 及び令第 136 条の 10 の規定に適合している開放的簡易建築物である自動車車庫の場合はこの限りでない。（法第 84 条の 2）

また、自走式自動車車庫（1 層 2 段、2 層 3 段）については、別紙 9 を参照のこと。

#### 6-5 渡り廊下による別棟解釈について（法第 27 条）[県/昭 53.5.19、53 建第 177 号]

もっぱら通行又は運搬の用途のみに供される渡り廊下で接続されている 2 以上の建築物は、次の各号の一に該当する場合に限り、各々別棟として取り扱うものとする。なお、延焼のおそれのある部分の扱いについては、次の(2)号に規定する渡り廊下からもかかるものとする。

(1) 不燃材料で造られた吹き抜け等の開放された平屋建て渡り廊下で接続されている場合

(2) 前号以外の渡り廊下で、次のアからウに適合する場合

ア 渡り廊下の有効幅員が 3 m 以下であり、かつ、長さが 3 m 以上であるもの。（建築物の外壁相互の間隔が 3 m 以上であるもの）

イ 渡り廊下の主要構造部を不燃材料で造り、かつ、室内に面する天井及び壁の仕上げが不燃材料又は準不燃材料で造られているもの。

ウ 渡り廊下が接続する部分の建築物の開口部には、令第 112 条第 14 項に規定する常時閉鎖式の特定防火設備、又は煙感知器連動の特定防火設備により区画されているもの。

#### 6-6 内装制限について（法第 35 条の 2、令第 129 条）

(1) 内装制限を受ける部分で、塗装の下地全面に寒冷沙（目の粗い薄地の綿織物）を使用することは不可とする。

(2) 貸店舗等で、内装制限を受ける部分の仕上げが「別途」での申請は、しないこと。

(3) 薪ストーブを設置した室は、その使用が季節的なものであっても、内装制限の対象とする。

(4) 燃料にペレットを用いる FF 式温風ヒーターについては、化石燃料を用いた FF 式温風ヒーターと同様、内装制限の対象となる火気として取り扱わないものとする。

機器の前面にガラス窓を設け燃焼部分を可視化しているものについては内装制限の対象となる機器として扱う。

#### 6-7 小梁及び斜材の耐火被覆等の取り扱いについて（法第 2 条第 5 号、第 7 号）

耐火構造を要求される建物で、床を支える為に設けた小梁及び鉛直力を負担する筋かいには、耐火被覆等を必要とする。

#### 6-8 準耐火建築物（令第 109 条の 3 第 1 号）について =ロ準耐一号（法第 2 条第 9 号の 3 ロ、令第 109 条の 3 第 1 号）

下地を鉄骨造とし、外壁に A L C 版、押出成形セメント版等を張った場合、これを支持している柱、梁等も耐火時間を確保する必要がある。[建築物の防火避難規定の解説]



**6-9 準耐火建築物（令第109条の3第2号）の防火区画について** =ロ準耐二号（法第2条第9号の3ロ、令第109条の3第2号）

床で水平面積区画をする場合、ALC版、押出成形セメント版等のスラブ形式については、それを支える主要構造部は耐火被覆等を必要とする。

**6-10 鉄骨階段について**（法第2条第9号の2、第9号の3）

耐火・準耐火が要求される建築物の鉄骨階段の床に、カーペット・じゅうたん等を直に敷いたものは不可とする。

**6-11 令第114条の界壁及び防火上主要な間仕切壁について**（法第36条、令第114条）

令第114条の界壁及び防火上主要な間仕切壁は、原則として法第2条第五号の規定による主要構造部として取り扱い、範囲は次のとおりとする。[建築物の防火避難規定の解説]

- (1) 学校にあっては、教室等相互を区画する壁及び教室等と避難経路を区画する壁。ただし、教室と廊下の間を既製不燃パーティションパネル等で区画されているものは、防火設備を設けた開口部として扱うことができるが、天井裏については構造規制をうける。
- (2) 病院・診療所・児童福祉施設等、ホテル・旅館、下宿及び寄宿舎にあっては、病室、就寢室等の相互間の壁で、3室以下かつ100㎡以下（100㎡を超える室にあってはこの限りでない。）に区画する壁及び就寢室等と避難経路を区画する壁。なお、病室や就寢室等以外の室（火災発生が少ない室を除く。）も同様とすることが望ましい。
- (3) マーケットにあっては、店舗相互間の壁のうち重要なもの。
- (4) 火気使用室とその他の部分を区画する壁。

**6-12 防火構造の外壁に木材等を施す場合の取扱について** [平成12年5月24日建告第1359号・1362号]

見付面積の1/3以内かつ意匠的に用いる場合については支障がないものとする。（この場合、告示仕様に示された構造方法の表面に貼る場合に限る。）

**6-13 22条地域内の屋根について**

バルコニー・テラスで下に屋内部分がある場合は屋根として扱うものとする。

屋根にすのこを設置した場合、可動式のものを除き、不燃材料で造るものとする。

**6-14 23条の外壁の範囲について**

外壁の範囲は、原則として屋根に接する部分までとする。

## 第7章 建築物の避難施設等

### 7-1 無窓居室の扱いについて（法第35条、令第116条の2、令第126条の2、令第126条の4）

- (1) 個人病院・診療所のレントゲン室等（継続して使用しない小規模なものは除く）、及び印刷所の写植暗室については、排煙・非常照明を必要とする。
- (2) 社寺本堂の内陣・外陣については、原則として居室扱いはしないものとする。
- (3) 令第116条の2第1項第2号の「開放できる部分」は、日常的に開放できる状態にある部分をさすものとする。[県／平5年度ブロック会議]

### 7-2 屋外避難階段の開放性について（法第35条、令第123条第2項）

少なくとも周囲の1/2以上が外部に面して開放しており、腰壁以外（当該天井高さの1/2以上の部分）の部分は、吹きさらしであることを原則とする。ただし、階段内に流入した煙が十分に屋外へ排出できる形状の格子等（パンチングメタル等板状のものは除く）で囲まれ、その部分に令第126条の6第1項第2号と同等の（容易に進入可能な構造の）開口部を設置した場合は、屋外避難階段とみなす。

### 7-3 排煙設備について（法第35条、令第126条の3）

- (1) 機械排煙設備の排煙口は、手動開放装置の他に煙感知器連動で作動することを原則とする。
- (2) 梁・壁等で梁幅が1m以下の場合、防煙壁として扱うことは可とする。梁幅が1mを超えるものは、梁下に防煙壁を設けること。
- (3) 居室の排煙を、安全次数の異なる廊下・通路を介して取ることは避難上支障をきたすので望ましくない。[建築物の防火避難規定の解説]
- (4) 告示第1436号第4号ハ（四）の取り扱い [建築設備設計・施工上の運用指針]
  - ア 出入り口の戸の上部に50cm以上の防煙壁（不燃性の戸で常閉の場合は30cm以上）を有すること。
  - イ 室及び居室は壁又は建具で仕切られていること。
- (5) 自然排煙口の隣地境界線等との有効水平距離は25cm以上とし、排煙上支障のない空間とすること。[建築物の防火避難規定の解説]
- (6) 自然排煙口の有効開口面積は、別図2のとおりとする。[建築物の防火避難規定の解説]
- (7) 可動防煙たれ壁の丈は50cm以上とすると共に、作動後において床面から1.8m以上の空間を確保すること。[建築設備設計・施工上の運用指針]

### 7-4 非常用照明について（法第35条、令第126条の4）

- (1) 夜間に使用する学校等の居室・廊下・階段・通路には、非常用照明の設置を必要とする。[建築物の防火避難規定の解説]
- (2) ショートステイ型の老人ホーム等の居室は、病院の病室その他これらに類する居室とはみなさない為、非常用照明の設置が必要となる。
- (3) 採光上無窓の居室から、避難経路として他の居室を経由する場合には、その居室が有

効採光を確保していても、その避難経路にあたる部分には、非常用照明の設置が必要となる。[建築物の防火避難規定の解説]

(4) 非常用照明の図面には内蔵バッテリー型か、別置型の区別を明示すること。

#### 7-5 非常用進入口について（法第 35 条、令第 126 条の 6）

(1) 非常用進入口に替わる窓（代替進入口）等は、原則として内開き又は引き違い（外部から開放できるもの。ただしバルコニー付きは除く）とすること。

(2) 非常用進入口の設置規定における路地状敷地の取り扱い [平 5. 12. 13 建設省事務連絡]  
ア 道から非常用の進入口等までの延長が 20m 以下であること。

イ 地階を除く階数が 3 であること。

ウ 特殊建築物の用途に供するものでないこと。（長屋も不可；長野市付加事項）

エ 非常用の進入口等（当該非常用の進入口等に付随するバルコニーその他これに類するものを含む。）が、道から直接確認できる位置に消防上有効に設置されていること。

#### (3) 進入を妨げる構造について

- ・ 網入ガラス入りの引き違い窓及び開き窓は進入を妨げる構造には該当しないものとする。
- ・ 合わせガラスを用いる場合は、技術的助言を参考とする。

## 第8章 敷地及び建築物の環境衛生

### 8-1 雨水の流出抑制について（法第19条第3項）

- (1) 長野市建築物防災指導要綱による雨水処理の対策を講ずること。
- (2) 雨水貯留施設助成制度（河川課）による助成金の利用などにより、積極的に雨水の流出抑制に努めること。（平14年10月から長野市全域を対象とした制度）

### 8-2 採光について（法第28条）

- (1) 2室を一室とみなす場合  
開放される部分の幅が1.8m程度以上、かつ、間口幅の1/2以上が随時開放できるふすま等で仕切られた2室は、採光上一室とみなす（別図3）。[平12.日本建築主事会議]
- (2) 住宅等の厨房・台所（10㎡程度まで）は、採光上居室として扱わないものとする。
- (3) サービスルームという名称は、その用途が不明確であるため、物置、納戸等の名称及び用途にすること。[建築法規の実務1]

### 8-3 便所の換気について（法第36条、令第28条）

簡易水洗については、申請書第四面15欄「汲み取り」又は「浄化槽へ放流」と記入し、換気については水洗便所と同等に扱うものとする。

### 8-4 小学生を対象とした学習塾の階段について（法第36条、令第23条）

令第23条による小学校における児童用のものと同程度とすること。

## 第9章 建築設備

### 9-1 避雷設備のただし書きの適用について（法第33条）

既存建築物の避雷針からの保護角度範囲内で保護できる場合は、別棟であっても同一敷地建築物群として取り扱うことができる。

### 9-2 エレベーター機械室の天井が傾斜している場合の取り扱いについて（法第34条、令第129条の9）

巻き上げ機、制御盤等は天井高2m以上の箇所に設置することとし、機械室の床面積は天井高1.8m以上の部分で算定すること。

### 9-3 法第28条の2第3号の規定の基づく換気設備について

換気設備を設置する場合に、次の項目にも留意するものとする。

- ・24時間運転すること。
- ・開き戸を換気経路に設置する場合は、アンダーカットを10mm程度確保とすること。

## 第10章 その他

### 10-1 都市計画法施行規則第60条証明の添付について

(ア) 市街化調整区域:60条証明添付必要とする。(宅地分譲の場合は、各宅地ごとの証明添付とする。)

(イ) 市街化区域:敷地面積が1,000㎡以上の場合、原則として60条証明は必要とする。ただし、前回の建築確認等により、区画形質の変更が無いことが確認できる場合は省略することができるものとする。

(ウ) 建築確認申請書には60条証明に係る関係書類一式を添付するものとする。

### 10-2 無料住宅相談窓口について

無料で住宅相談を次のとおり行っています。

- もんぜんぷら座4階市民相談室
- 毎週月曜日午後1時30分から4時まで(予約不要)

### 10-3 市民相談窓口について

近隣間のもめごとなど、日常で生じる様々な問題にお困りの方に、法律の専門家が面接による相談を無料で行っています。

問い合わせ先:長野市消費生活センター(もんぜんぷら座4階)

### 10-4 登記(表示・保存)に必要な書類について

- 確認申請書(確認済証)の正本
  - 施工業者からの工事完了引渡し証明書
- ※検査済み証は絶対に必要な書類ではない。

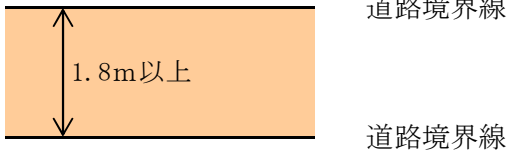
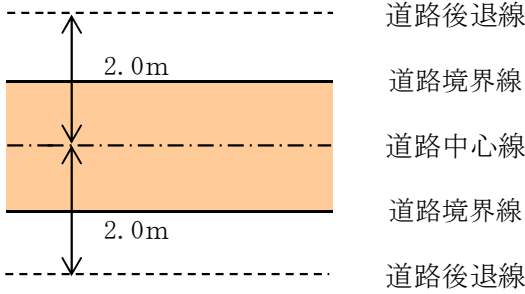
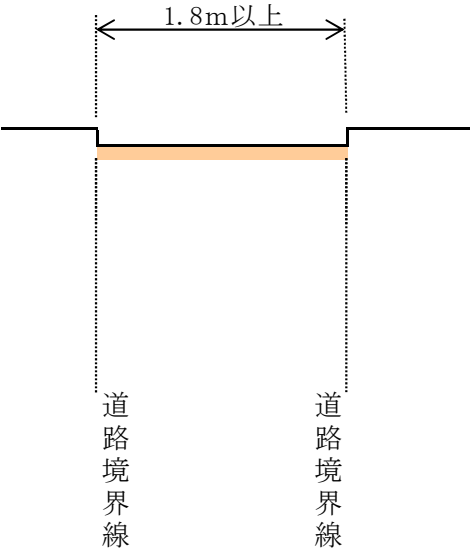
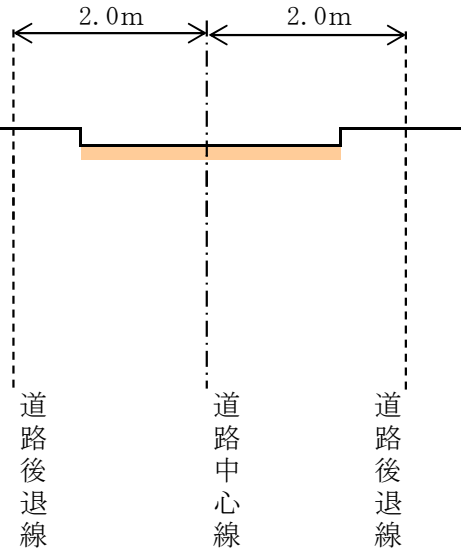
### 10-5 建築基準関係規定ではないが、密接に関係する条例及び要綱について

- 長野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例
- 長野市建築行為に係る後退用地等の確保及び整備に関する要綱
- 長野市建築物防災要綱

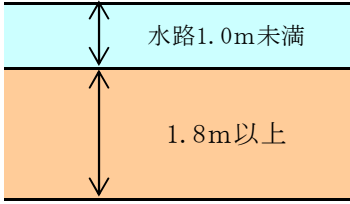
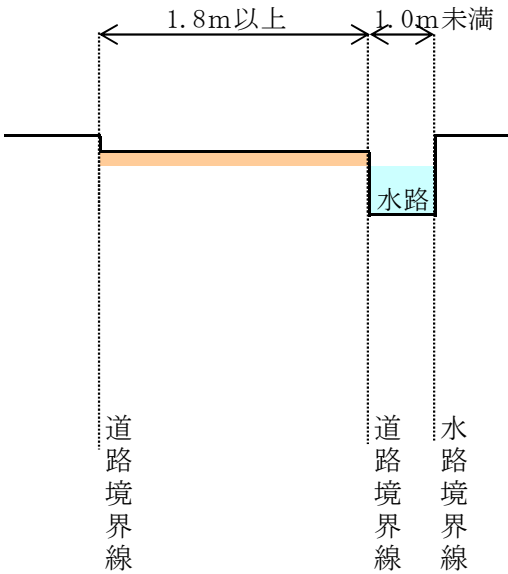
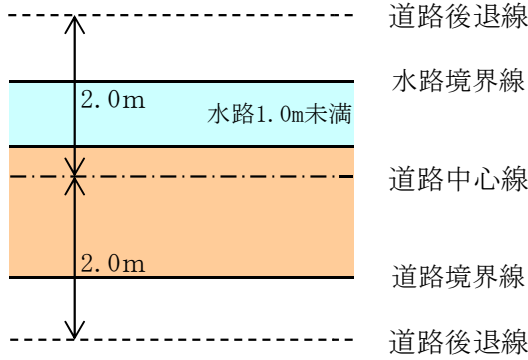
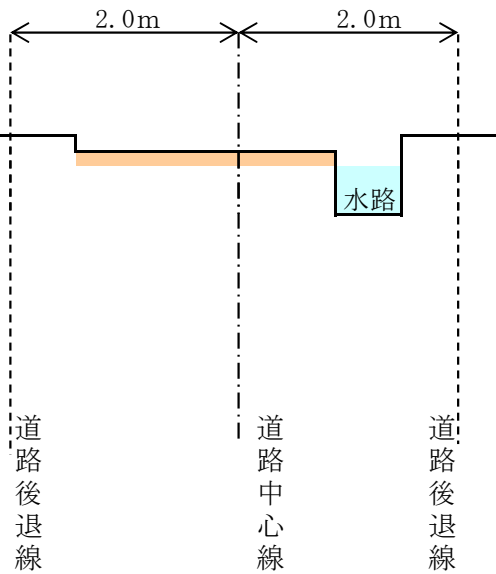
別図 1

道路後退方法

(1) 公図上1.8m以上の道路のみの場合

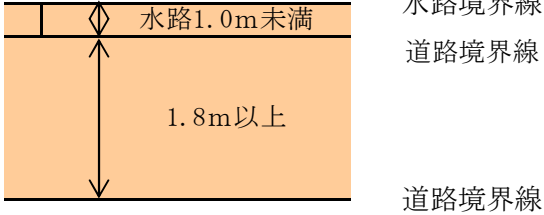
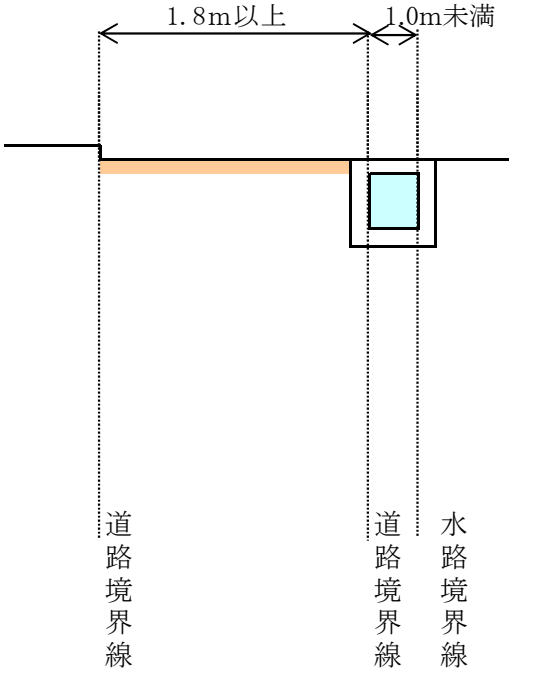
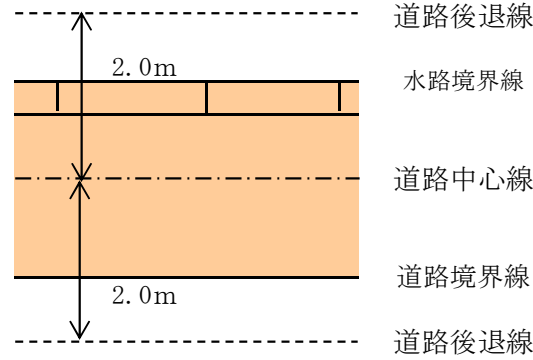
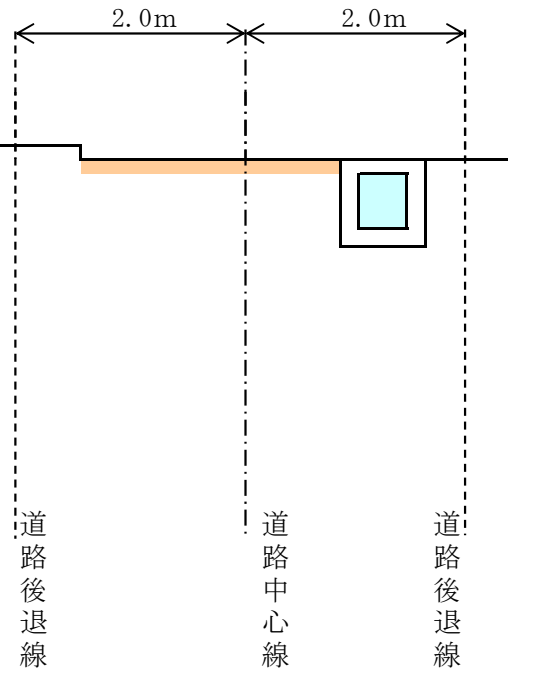
事 例	取 扱 い
 <p>道路境界線</p> <p>道路境界線</p> <p>1.8m以上</p>	<p>査定幅員の中心後退</p>  <p>道路後退線</p> <p>道路境界線</p> <p>道路中心線</p> <p>道路境界線</p> <p>道路後退線</p> <p>2.0m</p> <p>2.0m</p>
 <p>道路境界線</p> <p>道路境界線</p> <p>1.8m以上</p>	 <p>道路後退線</p> <p>道路中心線</p> <p>道路後退線</p> <p>2.0m</p> <p>2.0m</p>

(2) 公図上1.8m以上の道路と1.0m未満の水路等の場合

事 例	取 扱 い
 <p>水路境界線 (官民境界)</p> <p>道路境界線 (現況)</p> <p>道路境界線 (官民境界)</p> <p>水路1.0m未満</p> <p>1.8m以上</p>  <p>1.8m以上</p> <p>1.0m未満</p> <p>水路</p> <p>道路境界線</p> <p>水路境界線</p>	<p>公図上の官地の中心後退</p>  <p>道路後退線</p> <p>2.0m</p> <p>水路1.0m未満</p> <p>水路境界線</p> <p>道路中心線</p> <p>2.0m</p> <p>道路境界線</p> <p>道路後退線</p>  <p>2.0m</p> <p>2.0m</p> <p>水路</p> <p>道路後退線</p> <p>道路中心線</p> <p>道路後退線</p>



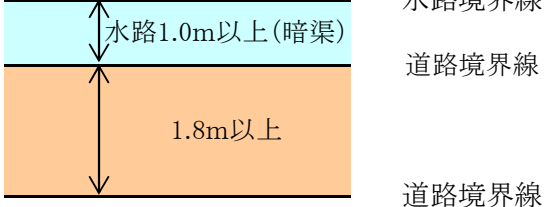
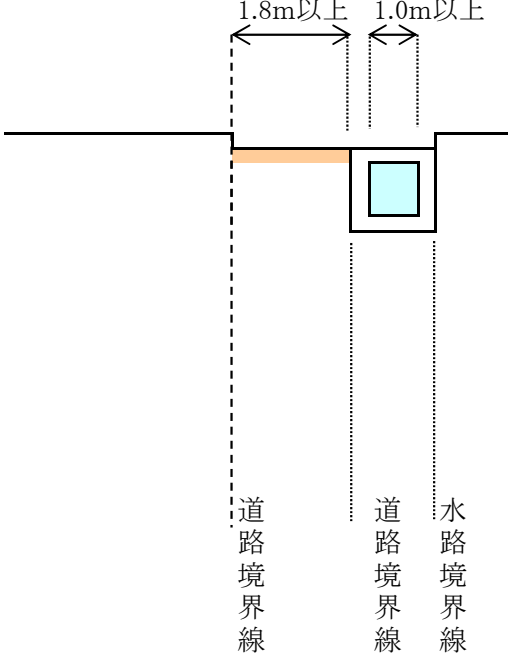
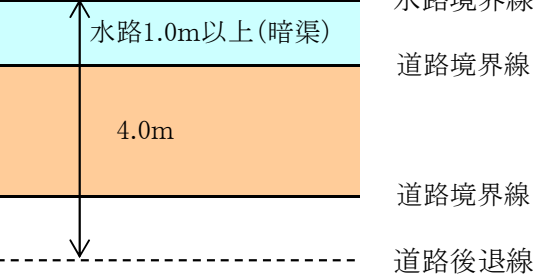
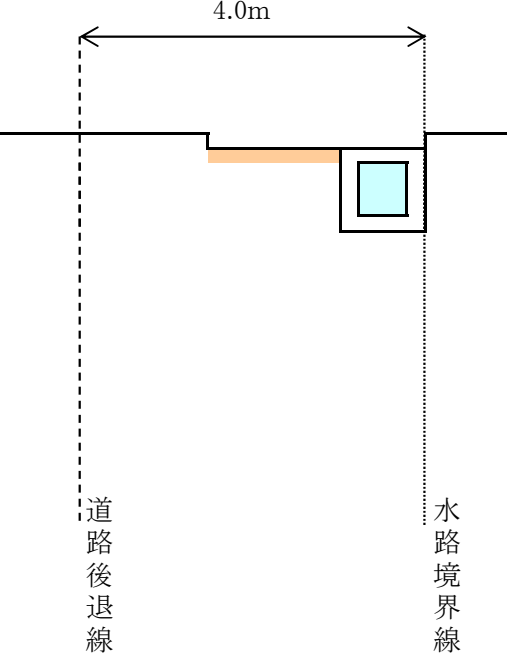
(3) 公図上1.8m以上の道路と1.0m未満の水路等の場合の特例1

事 例	取 扱 い
<p>水路が道路側溝として整備されている場合</p>  <p>水路1.0m未満</p> <p>水路境界線</p> <p>道路境界線</p> <p>1.8m以上</p> <p>道路境界線</p>  <p>1.8m以上</p> <p>1.0m未満</p> <p>道路境界線</p> <p>道路境界線</p> <p>水路境界線</p>	<p>道路状に整備されている全幅員の中心後退</p>  <p>道路後退線</p> <p>2.0m</p> <p>水路境界線</p> <p>道路中心線</p> <p>道路境界線</p> <p>2.0m</p> <p>道路後退線</p>  <p>2.0m</p> <p>2.0m</p> <p>道路後退線</p> <p>道路中心線</p> <p>道路後退線</p>

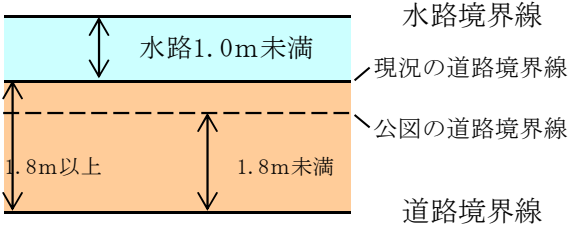
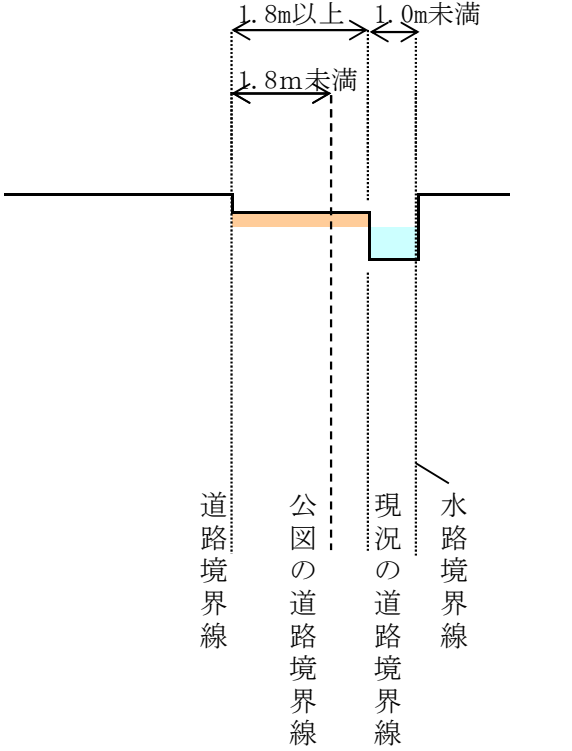
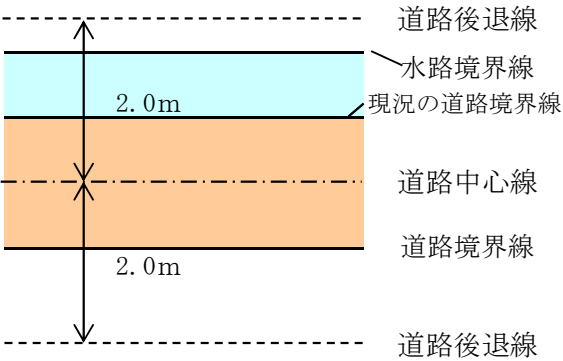
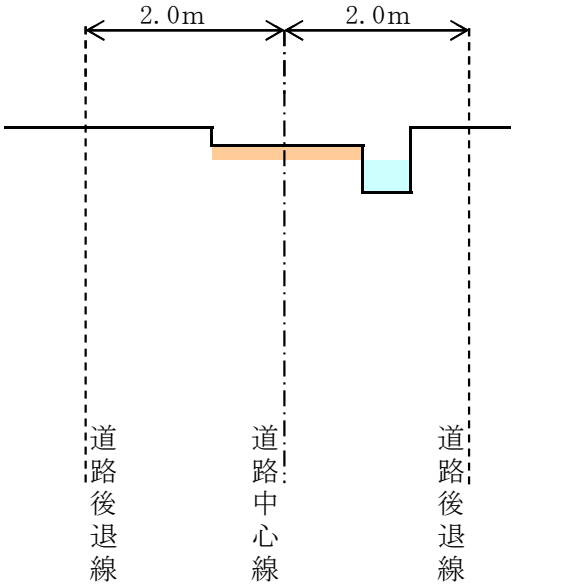
(4) 公図上1.8m以上の道路と1.0m以上の水路等の場合

事 例	取 扱 い
<p>水路境界線</p> <p>水路1.0m以上</p> <p>道路境界線 (現況)</p> <p>1.8m以上</p> <p>道路境界線</p> <p>1.8m以上 1.0m以上</p> <p>道路境界線 道路境界線 水路境界線</p>	<p>水路構造物を除いて4mの一方後退</p> <p>水路境界線</p> <p>水路1.0m以上</p> <p>道路境界線 (現況)</p> <p>道路境界線</p> <p>4.0m</p> <p>道路後退線</p> <p>4.0m 1.0m以上</p> <p>道路後退線 道路境界線 水路境界線</p>

(5) 公図上 1.8m以上の道路と1.0m以上の水路等の特例2

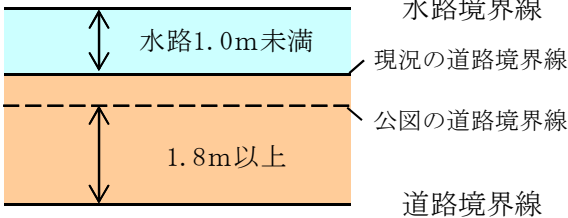
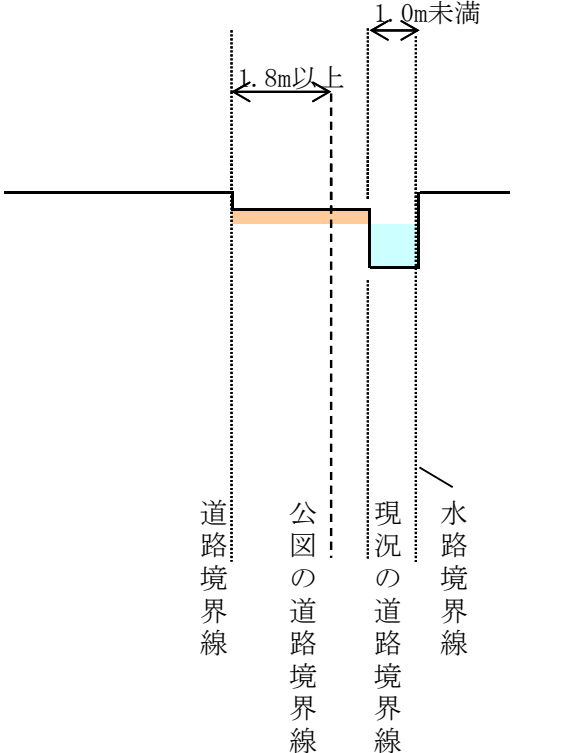
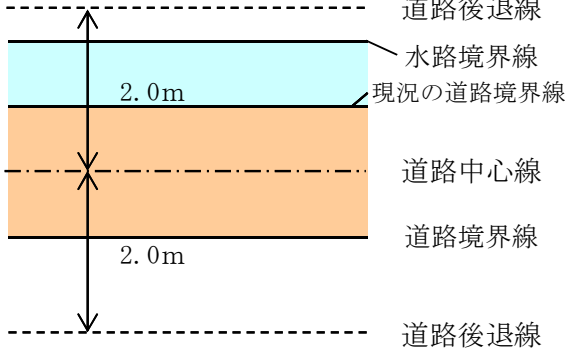
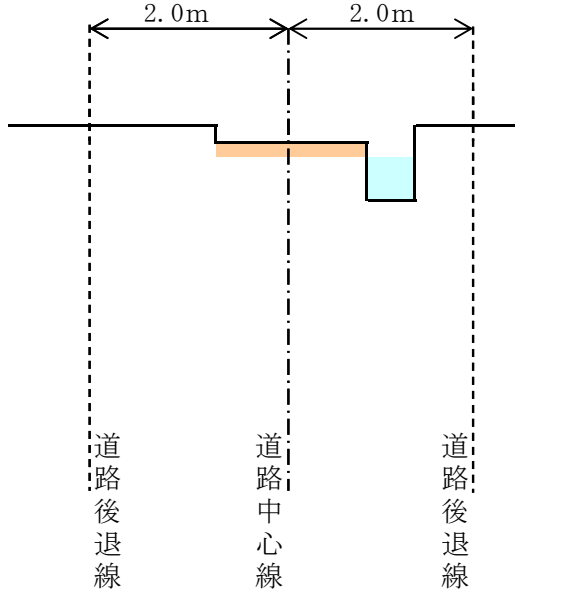
事 例	取 扱 い
<p>水路が蓋掛けされている場合 (道路状に整備されている場合)</p>  <p>水路境界線 道路境界線 道路境界線</p> <p>水路1.0m以上(暗渠) 1.8m以上</p>  <p>1.8m以上 1.0m以上</p> <p>道路境界線 道路境界線 水路境界線</p>	<p>道路の反対側の水路端より一方後退</p>  <p>水路境界線 道路境界線 道路境界線 道路後退線</p> <p>水路1.0m以上(暗渠) 4.0m</p>  <p>4.0m</p> <p>道路後退線 水路境界線</p>

(6) 現況道路幅員が 1.8m以上で公図上1.8m未満の道路と 1.0m未満の水路等の場合の特例 3

事 例	取 扱 い
<p>水路等の一部が道路状になっており、その幅が1.0m未満、及び道路状となっている部分と公図上の道路との合計が1.8m以上の場合</p>  	<p>現況道路部分の中心後退</p>  

※ 水路等とは、水路、土場、堤を指し、公図上の幅を原則とする。

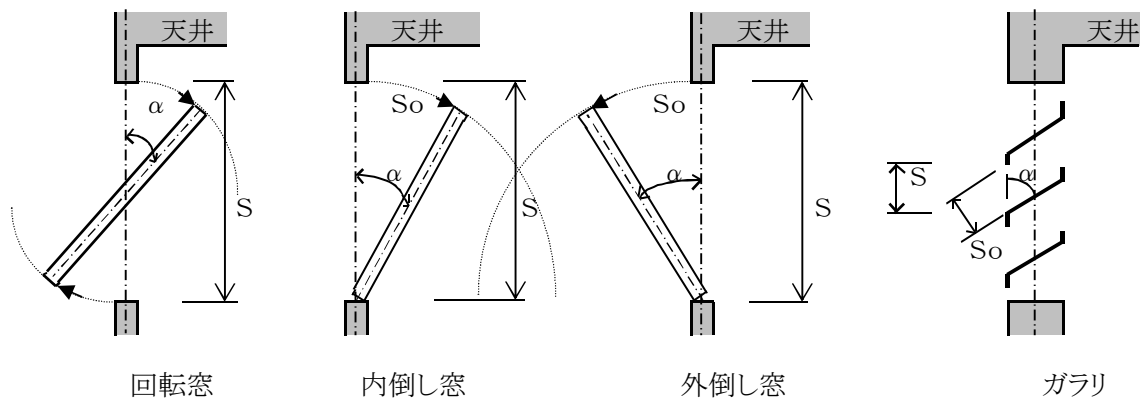
(7) 公図上1.8m以上の道路と1.0m未満の水路等の場合の特例4

事 例	取 扱 い
<p>水路等の現況が一部道路状になっていて、その幅が、1.0m未満になっている場合</p>  <p>水路境界線 水路1.0m未満 現況の道路境界線 公図の道路境界線 1.8m以上 道路境界線</p>  <p>1.8m以上 1.0m未満 道路境界線 公図の道路境界線 水路境界線</p>	<p>現況道路部分の中心後退</p>  <p>道路後退線 水路境界線 現況の道路境界線 2.0m 道路中心線 道路境界線 2.0m 道路後退線</p>  <p>2.0m 2.0m 道路後退線 道路中心線 道路後退線</p>

※ 水路等とは、水路、土揚、堤を指し、公図上の幅を原則とする。

別図2 自然排煙口の有効開口面積

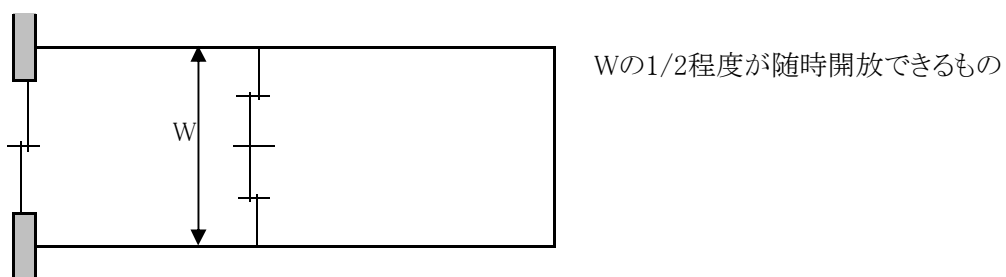
$90^\circ \geq \alpha \geq 45^\circ$  のとき  $S_o = S$  (45° 以上は全て有効)  
 $45^\circ > \alpha > 0^\circ$  のとき  $S_o = \alpha / 45^\circ \times S$



$S_o$ ・・・ 有効開口面積  
 $S$ ・・・ 開口部面積  
 $\alpha$ ・・・ 回転角度

※ いずれも天井面から下方へ80cm以内にある部分とする。

別図3 2室を1室とみなす場合



※部屋の奥行き／間口幅の割合が増大するとともに昼光率が低下することから、設計上の工夫を別途考慮することが望ましい。

## 計画変更床面積算定準則

[平成 11 年 4 月 28 日 住指発 202 号]

第 1 長野市手数料条例別表第 2 注 1 (2)又は(4)に規定する計画の変更に係る部分の床面積(増加する部分を除く。)は、次のとおりとする。

1 次の各号に掲げる変更に応じて、それぞれ当該各号に掲げる面積を変更に係る部分の床面積として算定する。

一 敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は敷地内における建築物の位置の変更 申請に係る建築物の建築面積

二 建築面積の変更 変更される建築面積

三 高さ又は階数の変更 高さに変更される部分の床面積又は変更される階の床面積

四 床の変更 変更される部分の床面積

五 階段の変更 変更される部分の水平投影面積

六 柱、はり又はけたの変更 当該変更に係る柱、はり又はけたが荷重を負担する部分の床面積(変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合にあっては、その大きい方の面積を変更する部分の床面積とする(次号において同じ。))

七 壁の変更 当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積

八 屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更 変更される部分の水平投影面積

九 開口部の変更 変更される開口部の面積

十 土台、基礎又は基礎ぐいの変更 土台、布基礎又はこれに類する基礎にあっては壁に、その他の基礎又は基礎ぐいにある柱に準じて算出された面積

十一 小屋組の変更 変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積

十二 斜材 変更される部分の水平投影面積。ただし、当該斜材が壁に含まれる場合にあっては壁の変更として算出した面積とする。

十三 建築設備(法第 87 条の 2 第 1 項に該当するものを除く。)の変更 変更される建築設備の水平投影面積。ただし、防煙壁の変更にあつては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じた面積

2 前項各号に掲げる変更以外のもの(当該建築物の計画に前項各号に掲げる変更が含まれる場合を除く。)にあつては、30 平方メートル以下であるものとして取り扱うものとする。

第 2 第 1 の規定により算定した変更に係る部分の床面積の合計が変更前の計画の床面積の合計を超える場合にあっては、変更前の計画の床面積の合計を上限とする。

※ 増築と既計画部分の一部の変更が同時に行われる場合の対象床面積の算定例

(手数料算定対象床面積) = (増築部分の床面積) + (既計画部分の変更に係る床面積) × 1/2

鉄骨造中間検査チェックシート

検査項目	内 容	検査		市 役 所 用				
		日付		検査方法	結 果		修正 月日	
		施 工 者	監 理 者		良 否			
				A:目視	一次	二次		
		C:監理報告		スクリーニング	スクリーニング			
確認後の構造的 変更箇所の有無				C				
上記対応				C				
他 工 程 部 門	基礎 工 事	支持地盤	a) 支持地盤の位置、種類、地耐力確認			A・C		
		基礎形状	b) 基礎の種類、杭の工法・長さ・径・位置・ 偏心の確認			A・B・C		
		種類 ベース	c) ベース寸法、主筋の径・本数・位置・偏 心による補強の確認			A・B・C		
		地中梁	d) 地中梁の断面寸法・主筋径・本数・位置・ 定着方法・継手(位置・長さ)、 あばら筋の位置・径・間隔・形状、結束、 偏心による補強の確認			A・B・C		
	RC工事	a) 柱の位置、寸法確認			A・C			
		b) かぶり厚さの確保 イ) スペーサーの数と位置 ロ) 部所ごとの厚さ			A・B・C			
		c) 鉄筋の材質の確認			A・B・C			
	I 報 告 書 審 査 に よ る 確 認 事 項	①加工工場の 選定	建築物の規模等の条件に見合った類別で あること			C		
		②材料の品質 確認	鋼材、高力ボルトセット、溶接材料の規 格・品質の確認			C		
		③組立精度の 確認	開先角度・ルート面・ルートギャップ・くい 違い等の精度			C		
④製品検査 I (部材の寸法 精度測定)		部材の寸法・精度			C			
⑤高力ボルト 接合部の処理		高力ボルト接合部の摩擦接合面の処理、 ボルト孔の径・ピッチ等			C			
⑥製品検査 II (溶接接合部 の品質)		外観検査と超音波探傷検査結果			C			



検査項目	内 容	検査		市 役 所 用			修正 月日	
		施工者	監理者	検査方法	結 果			
					A:目視	良 否		
				B:計測		一次		二次
C:監理報告		スクリーニング	スクリーニング					
1 全体	①加工工場の類別	表示板による加工工場の類別グレード確認			A・C			
	②部材の配置	柱、梁、ブレース、床版等の配置(確認添付図書との照合)			A・C			
	③部材の寸法・形状	柱、梁、ブレース、床版等の寸法・形状(確認添付図書との照合)			A・B・C			
	④建方精度				A・C			
II 現場検査事項	①工場溶接部分の外観・形状	a) 溶接継目の種類(突合せ溶接・隅肉溶接)			A・B・C			
		b) 溶接継目のくい違い			A・B・C			
		c) アンダーカット・へこみ等の断面欠損			A・B・C			
		d) 割れ			A・B・C			
		e) その他の溶接部の外観・形状			A・B・C			
	②現場溶接部分の組立精度の確認	開先角度・ルート面・ルートギャップ・くい違い等の精度			C			
	③現場溶接部分の製品検査	外観検査と超音波探傷検査結果			C			
	④現場溶接部分の外観・形状	a) 現場溶接部の部位			A・C			
		b) 溶接継目の種類(突合せ溶接・隅肉溶接)			A・B・C			
		c) 溶接継目のくい違い			A・B・C			
		d) アンダーカット等の断面欠損			A・B・C			
		e) 割れ			A・B・C			
		f) その他の溶接部の外観・形状			A・B・C			
3 ボルト接合部	①トルシア形ボルト	a) 現場受入検査(トルク係数値の確認・導入張力確認試験)			C			
		b) ボルトの径・本数・スプライス数・ピッチ・縁あき			A・C			
		c) 締付状態の確認(肌すき・ピンテール破断・マーキングの状態)			A・C			
	②JIS形六角ボルト	a) 締付機器の調整、現場受入検査(導入張力確認試験)			C			
		b) ボルトの径・本数・スプライス数・ピッチ・縁あき			A・C			
		c) 締付状態の確認(肌すきの有無・マーキングの状態)			A・C			

検査項目	内 容	検査		市 役 所 用						
		日付		検査方法	結 果		修正 月日			
		施 工 者	監 理 者		良 否					
				A:目視	一 次	二 次				
B:計測	スクリーニング				スクリーニング					
				C:監理報告						
II 現場 検査 事項	4 ブレース 接合部	ブレース接合部の形式・板厚・材質・補剛材 等				A・C				
	5 柱脚 接合部	a)	柱脚接合工法の確認 (認定工法→ )				A・C			
		b)	アンカーボルトの定着長さ、保持・埋込 方法 ベースプレートの材質・形状・板厚				A・C			
		c)	アンカーボルトの材質・径・本数・配置 とナットの高さ				A・C			
		d)	アンカーボルトの締付状態				A・C			
		e)	スタッドボルトの径・本数・配置				A・C			
	6 床スラブ 接合部	a)	床構造の形式 (合成スラブ・ )				A・C			
		b)	シャーコネクター(頭付スタッド) の施工状況・検査結果				A・C			
	7 帳壁等の 接合部	緊結金物の取付状況				A・C				
	III 不具合の処 理、検査結果と 工事全般の考察									

## 鉄筋コンクリート造中間検査チェックシート

検査項目	内 容	検査		市 役 所 用			
		日付		検査方法	結 果		修正 月日
		施 工 者	監 理 者		良 否		
				A:目視	一 次	二 次	
B:計測	スクリーニング				スクリーニング		
				C:監理報告			
確認後の構造的 変更箇所の有無				C			
上記対応				C			
①全体 共通	a) 柱、梁、壁、スラブの位置確認			A・C			
	b) かぶり厚さの確保 イ) スペーサーの数と位置 ロ) 部所ごとの厚さ			A・B・C			
	c) 鉄筋の材質の確認			A・B・C			
②地盤・基礎	支持地盤 a) 支持地盤の位置、種類、地耐力確認			A・C			
	基礎形状 b) 基礎の種類、杭の工法・長さ・径・位置・偏心の確認			A・B・C			
	種類 c) ベース寸法、主筋の径・本数・位置・偏心による補強の確認			A・B・C			
	地中梁 d) 地中梁の断面寸法・主筋径・本数・位置・定着方法・継手(位置・長さ)、あばら筋の位置・径・間隔・形状、結束、偏心による補強の確認			A・B・C			
③柱	一般階主筋 a) 柱径寸法、主筋の径・本数・配置(方向)、偏心による補強の確認			A・B・C			
		b) 2段筋の位置(間隔)の確認			A・B・C		
	最上階主筋 c) 柱頭鉄筋の止まり高さ、主筋の出隅フックの確認			A・B・C			
		最上階主筋の梁に対する定着確認			A・B・C		
	最下階主筋 d) 最下階主筋の基礎に対する定着確認			A・B・C			
		定着・継手 e) 主筋の継手位置、継手方法、長さの確認			A・B・C		
	f) ふかしの大きさによる配筋補強確認				A・B・C		
	帯筋 g) 鉄筋径・間隔・本数(副帯筋共)・形状確認			A・B・C			
		h) 主筋しぼり部、折曲げ部の帯筋補強確認			A・C		
i) 仕口部分の帯筋の配置確認				A・B・C			

検査項目	内 容	検査		市 役 所 用				
		日付		検査方法	結 果		修正	
		施 工 者	監 理 者		良 否			
				A:目視	一 次	二 次		
B:計測	スクリーニング				スクリーニング			
				C:監理報告			月 日	
③ 柱	帯筋	j) 第一帯筋と柱頭拘束帯筋の位置確認			A・C			
		k) 帯筋のフック形状、あそびと結束確認			A・B・C			
④ 梁	梁主筋	a) 梁断面寸法、梁主筋の径・本数・位置確認			A・B・C			
		b) 中吊り筋の間隔の確保、長さ確認			A・B・C			
	定着・継手	c) 梁筋の定着長さ、位置確認			A・B・C			
		d) 重ね継手の位置と長さ確認			A・B・C			
		e) 梁筋出隅部の末端フックの確認			A・B・C			
	ふかし、貫通孔補強	f) ふかしの補強方法が適切か、貫通孔補強筋の確認			A・B・C			
	あばら筋	g) あばら筋の径・本数(副あばら筋共)とピッチの確認			A・B・C			
		h) あばら筋のフック形状、あそびと結束の確認			A・B・C			
	片持梁、小梁	i) 片持梁主筋の定着、あばら筋位置確認			A・B・C			
		j) 小梁の配筋の位置と定着確認			A・B・C			
⑤ スラブ	スラブ筋	a) スラブ厚寸法、鉄筋のピッチ・径、結束の確認			A・B・C			
		b) 主筋配置(短辺・長辺とベンド配筋)と支持条件の確認			A・C			
	定着・重ね継手	c) 定着の長さ与方法(梁定着、隣接スラブ定着、段差スラブ定着)			A・B・C			
		d) 片持スラブの定着と上端筋位置確保(先端壁有無)			A・B・C			
		e) 継手の位置と長さ			A・B・C			
	補強筋等	f) 床スラブの出入隅部の補強			A・B・C			
		g) 開口部補強配筋確認			A・B・C			
		h) 階段部配筋と補強筋確認			A・B・C			
		i) 設備配管による補強は考慮されているか			A・C			
	⑥ 壁	壁筋	a) 壁厚寸法、鉄筋の径・ピッチ・位置(土圧壁主筋、階段受け筋)・結束の確認			A・B・C		
b) 定着確認(梁、柱、スラブ、壁定着)					A・B・C			
定着・重ね継手		c) 重ね継手の位置と長さの確認			A・B・C			

検査項目	内 容	検査		市 役 所 用				
		日付		検査方法	結 果		修正 月日	
		施 工 者	監 理 者		良 否			
				A:目視	一 次	二 次		
B:計測	スクリーニング				スクリーニング			
				C:監理報告				
⑥ 壁	補強筋等	d) 開口補強配筋、幅止め筋ピッチの確認			A・B・C			
		e) スリット(完全・部分)の位置・形状と配筋確認			A・B・C			
⑦ その他	設備配管等	a) 設備配線管(CD管等)の配置確認			A・C			
	ガス圧接継手	b) 形状			A・C			
		c) 強度確認			C			
	特殊鉄筋継手	d) 機械継手(モルタル系・ねじ系・溶接系)の認定、評定工法の確認			A・B・C			
	型枠	e) 型枠と支柱の締付け、清掃確認			A・C			
	型枠と既存打設部分状況確認	f) ジャンカ処理、型枠材等木片撤去補修確認			A・C			
		g) 基礎、柱、梁、床版、壁躯体寸法の確認			B・C			
h) 型枠支柱存置期間の確認				A・C				
i) コンクリート打設後の養生				A・C				
	j) 部位ごとのコンクリート打設時間、コンクリートの調合と圧縮強度の確認			C				
⑧	不具合の処理と検査結果の考察							

# 溶接工事作業計画書

(市長が別に定める様式)

1 溶接概要	イ 架構形式		ハ 主要鋼種及び重量	SS	SM	SN								
	ロ 溶接長	m		t	t	t	t	t	t					
2 鉄骨業者氏名等	イ 鉄骨加工業者	住所 名称	代表者氏名 電話 ( )											
	ロ 溶接管理責任者	所属	氏名				資格							
	ハ 溶接検査責任者	所属	氏名				資格							
3 主要部材の形状	イ 柱													
	ロ 梁													
	ハ その他													
	イ その他													
4 投入される設備・人員等	イ 溶接機器と加工機器	自動溶接機の台数と点数	台	点	半自動アーク溶接機の台数と点数	台	点	手動アーク溶接機の台数と点数	台	点	イの点数 の合計	点		
		ガウジング機の台数と点数	台	点	自動ガス切断機の台数と点数	台	点	棒乾燥機の合計能力と点数	kg/日	点				
	ロ 溶接管理技術者	換算率								ロの合計 への合計	換算人員	人		
		該当技術者数		人	人	人	人	人	人		点数	点		
	ハ 溶接技能者	換算率								ハの合計 への合計	換算人員	人		
		該当技能者数		人	人	人	人	人	人		点数	点		
	ニ 検査	非破壊検査機器の台数と点数	台	点	検査技術者の換算率と該当技術者数				検査技術者の合計	換算人員	人	ニの点数の合計	点	
		機械的性質の試験機の台数と点数	台	点		人	人	点数			点			
	ホ その他	上家付作業場の面積と点数	m <sup>2</sup>	点	現寸場の面積と点数	m <sup>2</sup>	点	変電容量と点数	KVA	点	ホの点数	点	イ～ホの点数の合計	点
	5 接合部の工作・検査要領	使用部位	鋼種	溶接棒	作業場所	姿勢	検査方法			特記事項				
イ 突合せ														
ロ すみ肉														
ハ その他														
イ その他														
ロ その他														

6 準 拠	検査基準		工作規準	
7 添 付 書 類	イ 設備機器仕様一覧表		ホ 使用する検査基準	
	ロ 溶接管理技術者氏名・経歴・資格証(写)		へ 使用する工作規準	
	ハ 溶接技術者氏名・経歴・資格証(写)		ト 工場敷地内の見取り図	
	ニ 検査技術者氏名・経歴・資格証(写)		チ その他( )	
8 備 考				

# 判 定 基 準

## I 配点、必要点と上限点

項 目		配 点	(イ)		(ロ)	
			軒の高さ9m以下、梁間13m以下かつ、延べ面積3,000㎡以下の建築物の場合		(イ)欄に掲げる建築物以外の建築物の場合	
			必要点	上限点	必要点	上限点
溶接機器と加工機器	自動溶接機	1台につき3点	4	15	8	30
	半自動アーク溶接機	1台につき2点				
	手動アーク溶接機	1台につき0.1点	—			
	ガウジング機	1台につき2点	2			
	自動ガス切断機	1台につき2点	2			
	棒乾燥機	能力25kg/日につき1点	1		2	
溶接管理技術者		換算人員1人につき10点	10	15	20	30
溶接技能者		換算人員1人につき4点	12	15	24	30
検 査	非破壊検査機器	1台につき3点	4	10	3	20
	検査技術者	換算人員1人につき5点			5	
	機械的性質の試験機	1台につき2点	—		—	
そ の 他	上家付作業場	面積100㎡につき1点	1	5	2	10
	現寸場	面積50㎡につき1点	1		2	
	変電容量	50KVAにつき1点	2		3	

II 当該工事に投入される設備、人員等について、Iの表の項目ごとに、配点の欄に従って点数を算定し、その合計が(イ)欄に掲げる建築物にあっては50点、(ロ)欄に掲げる建築物にあっては100点以上である場合に適格と判定する。

各項目の必要点は、必ずこれを満足しなければならない。また、各項目の上限点を超える点は、算定に入れないものとする。

注1) 自動ガス切断機とは、自走式のをいう。また、<sup>せっきく</sup>切削による開先加工専用機もこれに含めることができる。

注2) 溶接管理技術者は、下表の換算率に人数を乗じて得た換算人員により算定する。

資 格	大学卒又は旧高専卒		工 高 校 卒		一級建築士	二級建築士
経験年数	5年以上	2年以上	5年以上	2年以上	2年以上	2年以上
換 算 率	0.6	0.4	0.4	0.2	0.8	0.4

① 公益法人等が行う鉄骨工事技術に関する研修会等(溶接管理に関する課目を含むもので、建築主事が認めたもの)を修了したものは、上表の換算率の数値に0.2以下の数値を加えることができる。

② (社)日本溶接協会「溶接技術者資格認定規格」(WES)1級又は2級の資格を有する者は、上表にかかわらず、換算率をそれぞれ1.4又は1.0とすることができる。ただし、①の加算を行うことはできない。



- ③ 資格の欄に掲げる学歴は、建築又は溶接に関する課程を修了したことを意味する。また、他の学歴で、建築主事がこれらと同等であると認めたものは、同学歴とみなすことができる。

注3) 溶接技能者は、次表の換算率に人数を乗じて得た換算人員により算定する。

資格	(イ)	(ロ)		(ハ)
	A-2F又はSA-2F	A-2F又はSA-2F と、A-2V又はSA-2V	A-2F又はSA-2F と、A-2H又はSA-2H	経験2年以上
換算率	0.5	1.0		0.2

- ① A-2F等は、JIS Z 3801(1979) 又は Z 3841(1979) の規定による資格をいう。
- ② (イ)欄又は(ロ)欄に掲げる資格を有する者で、これら以外の資格(①のJISの規定によるものに限る)を有する場合は、それぞれにつき換算率の数値に0.1を加えることができる。ただし、換算率は1.5を超えることはできない。
- ③ (イ)欄又は(ロ)欄に掲げる資格以外の資格で、建築主事が同等であると認めたものは、これらと同資格とみなすことができる。この場合においては、②を準用する。

注4) 非破壊検査機器とは、超音波探傷機又は放射線透過試験装置をいう。

注5) 検査技術者は、下表の換算率に人数を乗じて得た換算人員により算定する。また、検査技術者は、溶接管理技術者と兼ねることができる。

資格	大学卒又は旧高専卒		工 高 校 卒	
	経験年数	5年以上	2年以上	5年以上
換算率	0.6	0.4	0.4	0.2

- ① 公益法人等が行う鉄骨工事技術に関する研修会等(溶接格査に関する課目を含むもので、建築主事が認めたもの)を修了した者は、上表の換算率に数値に0.2以下の数値を加えることができる。
- ② WES1級又は2級の資格を有し、経験2年以上の者は、上表にかかわらず、換算率をそれぞれ0.6又は0.4とすることができる。この場合においては、①を準用する。
- ③ (社)日本非破壊検査協会「非破壊検査技術者技量認定規定」(NDI)1級又は2級の資格を有する者は、上表にかかわらず、換算率をそれぞれ1.4又は1.0とすることができる。ただし、①の加算を行うことはできない。
- ④ 資格の欄に掲げる学歴は、建築又は溶接に関する課程を修了したことを意味する。また、他の学歴で建築主事がこれらと同等であると認めたものは、同学歴とみなすことができる。

注6) 機械的性質の試験機は、引張試験機(能力50 t以上)又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

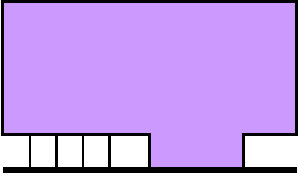
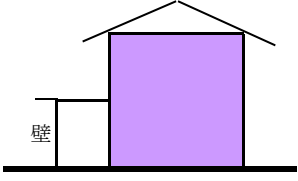
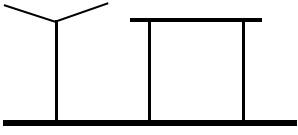
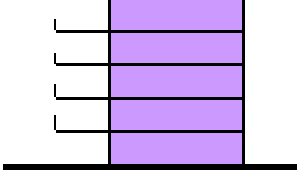
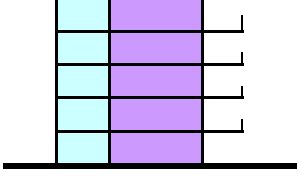
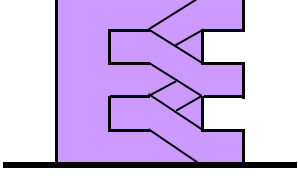
別紙 5

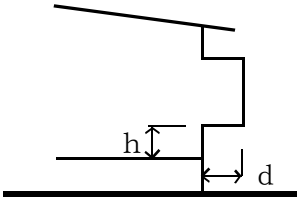
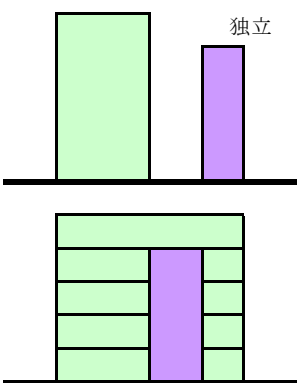
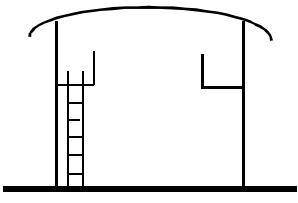
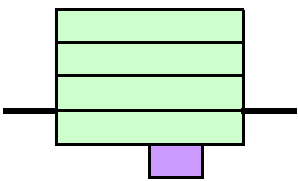
安 全 計 画 書				Ⅲ 基本的な施工計画	
<b>I 工事計画概要</b>				1 工事施工手順の概要（概念図）	
1	工事名称				
2	工事場所				
3	工事種別				
4	イ	用途	構造		
	ハ	高さ	軒の高さ m・最高の高さ m		
	ニ	階数	地上 階・地下 階・搭屋 階		
	ホ	建築面積	m <sup>2</sup> へ延べ面積 m <sup>2</sup>		
5	昇降機・建築設備 又は工作物の概要			2	工事区画の位置及び構造 別添図面に（工事区画の位置は朱線で）表示
<b>II 仮使用承認申請部分</b>				3 工 事 工 程 別添工事工程表に表示	
1	仮使用部分 別添図面に黄緑色で表示				
2	用 途	3	申請面積	概ね	m <sup>2</sup>
(注意)				4 工事用資材等の搬出入及びその管理方法	

IV 工事により機能の確保に支障を生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替措置等					
	種 類	箇 所	工事期間及び時間	代替措置の概要	管理の方法
1 避 難 施 設 等	イ 廊下その他の通路 ロ 直通階段等 ハ 地下道等 ニ スプリンクラー等 ホ 排煙設備 ヘ 非常用の照明装置 ト 非常用の昇降機 チ 防火区画				
2 そ の 他 の 安 全 施 設 等	イ 消防用設備等 (1に含まれるものを除く。)  ロ 非常用の進入口  ハ その他				

V 出火危険防止（火災発生のおそれのあるものに限る）			
	種 類	集積又は設置方法	管理の方法
1 火 気 使 用			
2 危 険 物 等	イ 危険物		
	ロ 可燃性工事用資材		
3 機 械 器 具			

VI 防 火 管 理	1 火 災 予 防	イ 工事部分の 対策及び組織		2 災 害 発 生 時 の 対 策 及 び 自 衛 消 防 組 織	
	対 策	ロ 使用部分の 対策及び組織			
体 制	3	使用部分と工事部分 の相互の連絡体制			
	4	教育・訓練の実施 状 況			

型 別	立 面 図	床面積に算入しない	床面積に算入する
ピロティ		<p>※1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>十分に外気に開放され、かつ屋内的用途に供しない部分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左以外の部分 (自動車車庫、自転車置場等)</li> </ul>
ポーチ		<ul style="list-style-type: none"> <li>右以外の場合原則として算入しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内的用途に供する部分</li> </ul>
公歩廊等		(傘型又は壁を有しない門型の建築物はピロティに準じる)	
吹きさらしの廊下		<p>※2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外気に有効に開放されている部分の高さが1.1m以上でありかつ天井の高さの1/2以上である廊下の幅2mまでの部分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左以外の部分</li> </ul>
バルコニー ベランダ		(吹きさらしの廊下に準じる)	
屋外階段		<p>※2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外気に有効に開放されている部分が次の条件を満たす階段イ; 長さが階段の周長の1/2以上; 高さが1.1m以上、かつ、階段の天井高の1/2以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左以外の階段</li> </ul>
エレベーター シャフト		<ul style="list-style-type: none"> <li>着床できない階であることが明らかなる階のシャフト断面面積相当部分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左以外の場合 (各階において床面積に算入する)</li> </ul>
パイプシャフト 等			<ul style="list-style-type: none"> <li>各階において床面積に算入する</li> </ul>

型 別	立 面 図	床面積に算入しない	床面積に算入する
出 窓		<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>h \geq 30\text{cm}</math>, <math>d &lt; 50\text{cm}</math>, かつ見付け面積の1/2以上が窓であるもの</li> <li>• <math>h</math>; 下端の床面からの高さ</li> <li>• <math>d</math>; 周囲の外壁面からの水平距離</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 左以外の場合</li> </ul>
機 械 式 駐 車 場		<p>独立の立体駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき15㎡を床面積として算定する</li> <li>• 床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき15㎡とみなし算定した数値と各階のフロアと同位置に床があるものとして算定した数値の内、大きいほうの数値とする</li> <li>• 床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による</li> </ul>	
機 械 式 駐 輪 場		(機械式駐車場に準じる。ただし、1台当たりの床面積は、1.2㎡とする)	
体育館等の ギャラリー等		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保守点検等一時的な使用を目的としている場合 (幅が1m程度以下)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 原則として算入する (観覧のためのもの)</li> </ul>
給水タンク又 は貯水タンク を設置する 地下ピット		<ul style="list-style-type: none"> <li>• タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するもの (0.6~1.5m程度、タラップ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 左以外の場合 (ポンプを併置など)</li> </ul>

・建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手すり、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

※1 十分に外気に開放され・・・その部分の接する道路又は空地と一体の空間を形成し、かつ、常に人又は車の通行が可能な状態にあるもの。

※2 外気に有効に開放されている部分・・・ 1 隣地からの距離が50cm以上であること。

2 同一敷地内の建築物の部分からの距離が2m以上であること。

## 床面積の算定方法について(通知)

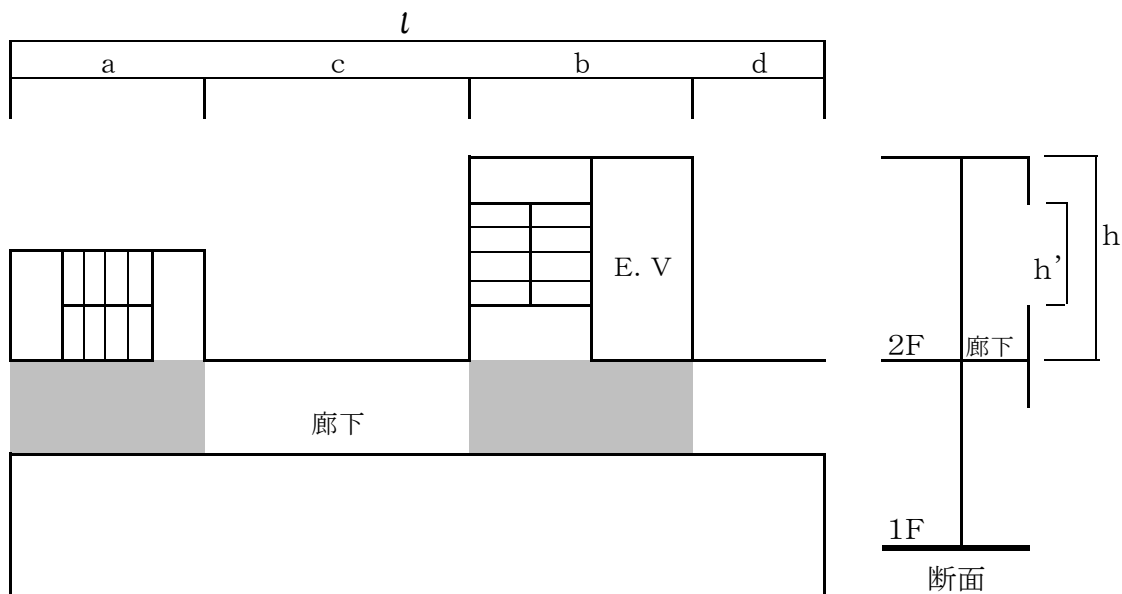
昭和53年10月16日付53建第519号  
住宅部長・地方事務所長宛

開放された片廊下型共同住宅で、壁に囲まれた階段室若しくは、エレベーター室に接する廊下の部分の床面積の算定方法について、下記のとおり定めたので、事務処理に遺憾のないようにしてください。

### 記

開放された片廊下型共同住宅で、壁に囲まれた階段室若しくは、エレベーター室に接する廊下の部分について次の各号に該当するものは床面積に算入しない。

- 1 接する部分の1つの長さが 5m以下で、かつ、長さの合計が廊下の長さの 1/4以下であること。
- 2 片廊下のある階の壁の見付面積の 50%以上の開口部(窓は含まない。)があること。
- 3 片廊下の部分は隣地境界から 50cm以上はなれていること。



1  $a \leq 5\text{m}, b \leq 5\text{m}$  かつ  $a + b \leq l / 4$

2  $\frac{(c + d) h'}{l \cdot h} \geq 0.5$

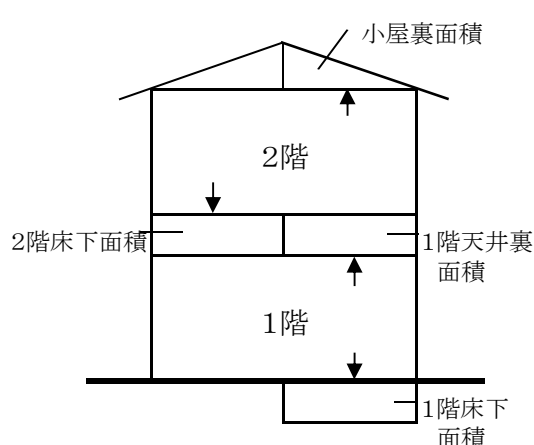


## 小屋裏物置等の取り扱いについて

平成12年11月15日  
日本建築主事会議

小屋裏物置の取り扱いについては、以下のとおり取り扱うことが望ましい。

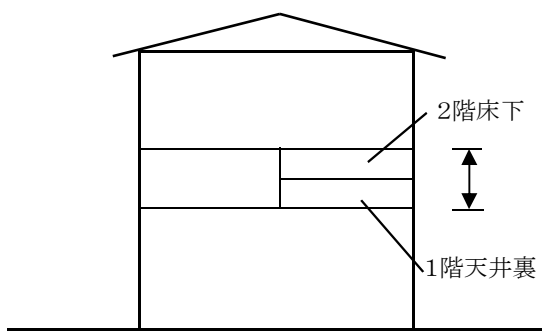
- 1 小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等がある場合、当該物置等の最高の内法の高さが1.4m以下で、かつ、その水平投影面積がその存する部分の床面積の1/2未満であれば、当該部分については階として取り扱う必要はないものとする。
- 2 図の場合、存する部分の床面積1/2の取り扱いは以下のとおりとする。



$$\begin{aligned}
 & (\text{小屋裏面積} + 2\text{階床下面積}) < (2\text{階床面積} \times 1/2) \\
 & \text{及び } (1\text{階天井裏面積} + 1\text{階床下面積}) < (1\text{階床面積} \times 1/2) \\
 & \text{かつ } (2\text{階床下面積} + 1\text{階天井裏面積}) < (2\text{階床面積} \times 1/2) \\
 & \text{及び } (2\text{階床下面積} + 1\text{階天井裏面積}) < (1\text{階床面積} \times 1/2)
 \end{aligned}$$

の条件が満たされていれば、小屋裏物置等の部分は階として取り扱わない

- 3 階として取り扱わない小屋裏物置等の部分は、床面積に算入しない。
- 4 図のように、建築物の中間部分に設けられた物置等について、2階床下と1階天井裏が重なる場合のように、合計すれば通常の空間(例えば1.4mを超える高さ)になるものについては、小屋裏物置等とはみなさない。



### 解説

小屋裏物置等は、小屋裏、天井裏等の建築物の余剰空間を利用するものであり、用途については、物入れに限定される。

※ 階として取り扱わない範囲である1/2未満であっても、1/8以上の場合は、構造耐力上必要な軸組の算定の際には、この部分の面積を反映させること。[H12. 5. 23建設省告示第1351号]

## 独立した自走式自動車車庫の取り扱いについて

平成 14 年 1 月 1 日  
国土交通省住宅局建築指導課  
日本建築行政会議

平成 10 年 6 月 12 日法律第 100 号による改正前の建築基準法第 38 条に基づく認定の内容等を踏まえ、平成 14 年 6 月 1 日以降における独立した自走式自動車車庫の建築基準法における防火関係規定の取り扱いを以下のとおりといたします。

### 1 独立した 2 階建以下の自走式自動車車庫（1 層 2 段、2 層 3 段）の建築基準法における取り扱いについて

独立した 2 階建以下の自走式自動車車庫（1 層 2 段、2 層 3 段）については、これまで建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法第 38 条の規定に基づき、その防火上の安全性について個別に審査を行い、特殊の材料又は構法として建設大臣の認定を行ってきたところですが、今般、建築基準法（以下「法」という。）における防火関係規定の取り扱いを以下のとおりとします。なお、下記に示された規定以外のものについては、通常どおりの取り扱いとします。

### 記

#### （1）法第 26 条及び第 27 条、建築基準法施行令第 109 条の 3 について

法第 2 条第九号の三及び建築基準法施行令（以下「令」という。）第 109 条の 3 第二号に適合する準耐火建築物とすること（床面積 150 m<sup>2</sup>以上の場合）。ただし、(2)の開放性を確保するため、外壁の開口部の防火設備を設けない構造とすること。

また、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部との間に 50 cm 以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火塀（高さ 1.5m 以上）を設けること。ただし、1 m 以上の距離を確保した場合にはこの限りではない。

#### （2）法第 61 条について

下記の基準に適合する開放性を確保した自走式自動車車庫については、法第 61 条第二号に該当するものとみなす。

- ① 各階における外周部の上部 50 cm 以上の部分が常時外気に直接開放され、かつ、外周部の上部の常時外気に開放されている部分の面積が各階床面積の 5 % 以上であること。
- ② 短辺の長さを 55m 以内とすること。

## 証 明 願

(併、建築主変更届)

年 月 日

長 野 市 長 宛  
(建築主事経由)

変更前建築主 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

変更後建築主 住所 \_\_\_\_\_

フリガナ

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代 理 者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

建築主変更の届け出をしますので、下記事項について証明をお願いします。

理由： ( ) のため

\*添付書類：確認済証、その他必要書類

記

変更前建築主 住所氏名		
変更後建築主 住所氏名		
建築場所	長野市	
確認番号/年月日	1・2・3・4-	年 月 日
現在の工程	.....	

上記事項について証明します。

年 月 日

**長野市長**

## 変 更 届

年 月 日

長野市建築主事 宛

建 築 主 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代 理 者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

確認申請の記載事項の一部変更（訂正）を下記のとおり届け出ます。

理由： （ \_\_\_\_\_ ） のため

### 記

建 築 主 住 所 ・ 氏 名			
建 築 場 所	長野市		
確 認 番 号 / 年 月 日	1・2・3・4-	年	月 日
変更事項	(変更項目)	(変更前)	(変更後)

# 証 明 願

(併、訂正願)

年 月 日

長野市長宛  
(建築主事経由)

建築主 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

建築確認事項（一部）の訂正を願い出ますので、下記事項について証明をお願いします。

理由：

[ ]

のため

\*添付書類：確認済証、その他必要書類

記

確認済証記載事項	建築主住所・氏名			
	建築場所	長野市		
	確認番号/年月日	1・2・3・4-	年	月 日
	用途/構造・規模	用途	造、	階建、 延べ面積 m <sup>2</sup>
訂正事項	(項目)	(訂正前)	(訂正後)	

上記事項について証明します。

年 月 日

長野市長

# 取 止 届

(建築確認(申請))

年 月 日

長野市建築主事宛

建築主 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記の  建築確認(申請) を取り止めたいので届け出ます。

理由:  設計計画の変更  
 建設計画の中止  
 \_\_\_\_\_ ) のため

\*添付書類: 確認済証

記

建築主住所・氏名/申請者			
建 築 場 所	長野市		
確 認 ・ 合 格 番 号	1・2・3・4ー		
確 認 受 付 日 / 確 認 日	年 月 日	年 月 日	
			※受付欄

# 証 明 願

長 野 市 長 宛  
(建築主事経由)

以下の事項について証明願います。

年 月 日

申請者 (窓口に来られた方) ※自筆の場合は捺印の 必要はありません。	住所				
	氏名	⑨			
必要な証明の内容	種別 (該当に○をして ください)	建築物	建築設備 (昇降機等)	工作物 (広告塔等)	
	建築場所				
	建築主氏名				
	証明の種類 (該当に○をして ください。ひとつ の申請につき証明 できるのは1件 です)	確認申請書等の提出先			
		長野市に提出したもの		指定確認検査機関に提出したもの	
		確認済証の交付 又は確認をした旨の証明		確認審査報告があった旨の 証明(確認済証の交付)	
		適合の通知をした旨の証明		完了検査報告があった旨の 証明(検査済証の交付)	
		検査済証の交付			
		工事届の届出			
		用途変更の工事完了届の届出			
建築確認申請書の受付					
その他( )					
申請理由 (該当に○を、その他の場合 は理由を記入してください。)	紛失	資金調達	登記のため		
	その他( )				

※太枠中の必要事項について記入してください。建築場所及び建築主は確認済証交付時の内容を記入してください。

市使用欄(ここからは記入しないでください。)

※受付欄	※確認欄		※決裁欄			
	台帳	年度	主務	係長	補佐・主幹	課長
	確認番号					
	証明年月日					

# 証 明 書

(確認済証の交付又は確認をした旨の証明)

建築主、設置者又は築造主氏名		
建築場所、設置場所又は築造場所		
確認済証番号又は確認番号		
確認済証交付年月日又は確認年月日		
建築物、建築設備 又は工作物の概要	種別	
	主要用途、用途 又は区分	
	構造・規模	

上記の建築物、建築設備もしくは工作物は、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付をしたもの又は確認をしたものであることを証明します。

年 月 日

長野市長



# 証明書

(確認済証の交付又は適合の通知をした旨の証明)

建築主、設置者又は築造主氏名		
建築場所、設置場所又は築造場所		
確認済証番号または通知番号		
確認済証交付年月日又は通知年月日		
建築物、建築設備 又は工作物の概要	種別	
	主要用途、用途 又は区分	
	構造・規模	

上記の建築物、建築設備もしくは工作物は、建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付をしたもの又は適合の通知をしたものであることを証明します。

年 月 日

長野市長

# 証明書

(検査済証の交付)

建築主、設置者又は築造主氏名		
建築場所、設置場所又は築造場所		
検査済証番号		
検査済証交付年月日		
建築物、建築設備 又は工作物の概要	種別	
	主要用途、用途 又は区分	
	構造・規模	

上記の建築物、建築設備もしくは工作物は、建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の交付をしたものであることを証明します。

年 月 日

長野市長

# 証明書

(検査済証の交付)

建築主、設置者又は築造主氏名		
建築場所、設置場所又は築造場所		
検査済証番号		
検査済証交付年月日		
建築物、建築設備 又は工作物の概要	種別	
	主要用途、用途 又は区分	
	構造・規模	

上記の建築物、建築設備もしくは工作物は、建築基準法第18条第16項の規定による検査済証の交付をしたものであることを証明します。

年 月 日

長野市長

# 証 明 書

(工事届)

建築主氏名		
建築場所		
受付年月日		
建築物の概要	主要用途	
	構造・規模	

上記の建築物は、建築基準法第15条第1項の規定による工事届の届出をしたものであることを証明します。

年 月 日

長野市長

# 証明書

(用途変更の工事完了届)

建築主氏名	
敷地の地名地番	
確認済証番号	
確認済証交付年月日	
用途変更部分	用途                   、                   階、                   m <sup>2</sup>
工事完了届出年月日	

上記の建築物は、建築基準法第7条第1項の規定による工事完了届の届出をしたものであることを証明します。

年    月    日

長野市長

# 証明書

(確認申請書の受付)

建築主、設置者又は築造主氏名		
建築場所、設置場所又は築造場所		
確認申請書受付年月日、受付番号		
建築物、建築設備 又は工作物の概要	種別	
	主要用途、用途 又は区分	
	構造・規模	

上記の建築物、建築設備もしくは工作物は、建築基準法第6条第1項の規定による確認申請書の受付をしたことを証明します。

なお、本証明は確認申請書の受付をしたことの証明であり、確認済証の交付をした旨の証明ではありません。

年 月 日

長野市長

# 証 明 書

(確認審査報告書があった旨の証明)

建築主、設置者又は築造主氏名		
建築場所、設置場所又は築造場所		
確認審査報告書受理日		
指定確認検査機関名		
指定確認検査機関確認済証番号		
確認済証交付年月日		
建築物、建築設備 又は工作物の概要	種別	
	主要用途、用途 又は区分	
	構造・規模	

上記事項について、建築基準法第6条の2第10項の規定による確認審査報告のとおりであることを証明します。

年 月 日

長野市長

# 証明書

(完了検査報告があった旨の証明)

建築主、設置者又は築造主氏名		
建築場所、設置場所又は築造場所		
指定確認検査機関名		
指定確認検査機関検査済証番号		
検査済証交付年月日		
建築物、建築設備 又は工作物の概要	種別	
	主要用途、用途 又は区分	
	構造・規模	

上記事項について、建築基準法第7条の2第6項の規定による完了検査報告のとおりであることを証明します。

年 月 日

長野市長



## 工事監理者・工事施工者届

年 月 日

長野市建築主事 宛

建 築 主	住所	
		氏名 <span style="float: right;">印</span>

代 理 者	住所	
		氏名 <span style="float: right;">印</span>

確認申請時の未定事項が決定しましたので、下記のとおり届け出ます。

※添付書類：建築士免許証等の写し

記

建築主住所・氏名		
建 築 場 所	長野市	
確認番号/年月日	1・2・3・4-	年 月 日
決定事項	代表となる工事監理者	
	【イ. 資格】	( )建築士( )登録第 号
	【ロ. 氏名】	
	【ハ. 建築士事務所名】	( )建築士事務所( )知事登録第 号
	【ニ. 郵便番号】	
	【ホ. 所在地】	
	【ヘ. 電話番号】	
	【ト. 工事と照合する設計図書】	
	工事施工者	
	【イ. 氏名】	
	【ロ. 営業所名】	建設業の許可( )第 号
	【ハ. 郵便番号】	
	【ニ. 所在地】	
	【ホ. 電話番号】	